

令和4年高取町議会新型コロナウイルスワクチン接種にかかる
事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会

招集年月日 令和4年12月8日(木)
招集の場所 高取町役場 議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和4年12月8日 午前 10時00分
閉会 令和4年12月8日 午後 4時40分

出席議員(8名)

6	番 委員長	新 澤 良 文 君
1	番 副委員長	森 川 彰 久 君
2	番	西 川 侑 耄 君
3	番	谷 本 吉 巳 君
4	番	松 本 圭 司 君
5	番	野 口 勝 也 君
7	番	森 下 明 君
8	番	新 澤 明 美 君

欠席議員(0名)

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 新 田 靖 幸

午前 10時00分 開会

○委員長（新澤良文君） ただ今より、第9回新型コロナウイルスワクチン接種に係る事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会を開催いたします。本日の出席委員は8名中8名でございます。本日の日程に入ります前に、本委員会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本委員会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩を取り、議場の換気を行います。委員会中はマスク等の着用をお願いいたします。また、発言時においては、飛沫感染防止の観点から飛沫防止シールドを設置している壇上や質問者席等のみマスク等を外して発言いただきます。傍聴人の方をはじめ、町議会にかかる皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。令和3年9月からこのワクチン接種に係る事件事故について調査を開始し、約1年が経過しました。9月20日に開催した前回の本委員会では、これまでの調査結果を基に、山下弁護士が法律家としての観点から作成された報告書案を委員の皆様に配布するとともに、山下弁護士に法律家としての観点から作成された報告書案についてご説明いただいたところです。本日は、これまでの調査により明らかになった事実をもとに、前回山下弁護士より示された報告書案をもとに、本委員会が作成する報告書を作成するために、委員皆様と共に検討してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。本日確認する事項は、これまで調査を行った1、令和3年7月11日空打ち（2度打ち）の可能性があった事案、2、令和3年7月21日の再冷凍ワクチンを接種した事案、3、令和3年7月18日以降、温度管理が適切でないワクチンを接種した事案、4、令和3年8月1日のロット番号シール2枚が紛失し、1シリンジを廃棄した事案、以上4件の事案について、報告書案に記載された事項について確認してまいります。初めに、報告書案に記載のある第1事案の概要について、間違いがないか確認いただき、次に第2、各事案に対する関係職員の関与及び責任について確認いたします。報告書案について、前回山下弁護士から説明を受けたところですが、本委員会が作成する報告書の体裁については、各委員からもご発言がありました通り、これから本委員会で整えることといたします。本日は、報告書案に記載された内容について確認してまいります。それでは、報告書案の第1事案の概要について記載内容に間違いがないか確認いたします。委員の皆様には間違いがある場合のみご発言ください。なお、ご発言に際しては、報告書案の何ページ何行目について間違いがあるというようにご発言いただきますようお願いいたします。それでは、委員の皆様、第1の事案について、山下弁護士

の方から報告書案について記載された内容につきまして、ご意見のある方は挙手の上お願いします。ございませんか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） すいません。今日の委員会の進め方について、ちょっとこの報告書案を見てどういうふうに進めるかっていうことは、ちょっと僕自身は聞いていなかったところがあって、今ちょっと戸惑ってるところがあるんですが、どこかに間違いがあったらここにチェック入れていくっていう形では、僕自身は入れてなかったんで、ちょっと今、その今の話で即答することが難しくはなってしまっているんですけども。

○委員長（新澤良文君） 前回説明させていただいたんですけども、この山下弁護士が作成していただいた、まあ、報告書案についてね。西川委員としてこの読み込みはしていただいたんですかね。読み込んでいただいた中で、いや、あの私はここはちょっと違うと思うよという点がございましたらね、ご指摘いただければ、そこをもう一度整え直すなり、していこうと思っている次第でございます。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） すいません。あの、私はだいたいチェックしてますが、私も今、今日の進め方については全然わからなくて、今すぐ発言できなくて、あの、自分なりに文章は作ってきてるんですが、ちょっとだけ時間いただけますか。その上で、今そういう形で進めるならば、そういう発言できるような準備を整えますので、お時間をいただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、皆さんとね、共に考えていきたいという思いがございまして、そのようにさせていただきます。では、ここで暫時休憩させていただきます。休憩。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時28分

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。ちょっと私の説明不足もございまして、皆さんにあのきちんと伝わらなかったところは申し訳ございません。まず、第1の事案概要というところ、1ページから5ページ上段までのところ、山下弁護士の報告書案に基づいて、これについて何かご意見等ございましたら、お受けいたします。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） お時間取っていただきありがとうございます。全体的なところから、まず、行かしていただくと、情報がまずやっぱり少ないのかなっていうの

はあるんですけども、まあそれは、あの、後ほど書いていく段階で、また皆さん、みんなで集まって、あの、合わせていくとして、この中で、その齟齬がある、齟齬というか、まあ、ここはちょっと認識を皆さん統一しとかなければいけないと思うのが、3ページの9行目、8行目から9行目って言った方がいいですね。石尾総合政策課長が同社に問い合わせをやっていうところなんですけども、今までの議事録を読んでも僕らの認識では、石尾課長が電話をして、前田補佐が確認をしたという認識なんですけども、ここに関してはいかがですか。

- 委員長（新澤良文君） あ、ファイザー、そして、奈良県等々も問い合わせたところ、石尾さんとはしか話はしてないというところでございます。また、あの奈良県の方は、県庁まで行かせていただいて、途中で電話は代わったか云々っていうところも聞かしてしていただいたんですけども、石尾さんという方から電話があって、そして、その方から説明を受けたというように言っていることを山下先生は、法律家、法律に基づいて調べたことをそのまま報告書に記載しているというところだと思います。

西川委員。

- 2番（西川侑壱君） ただ、議事録の方では、もちろん行政の肩を持つわけではないんですけども、石尾総合政策課長と前田補佐に関しては、石尾課長が電話をして、前田補佐が説明したっていうことを一貫している。議事録の方では、そうなる。議事録、ここで証言したことに関しては、そうなる、もちろん奈良県ファイザーが出してこられた証拠ももちろん立派な書類だと思うんですけども、そちら側を採用して、こちらの2人の分を採用しないってところの判断のところ、僕は難しいなと思っているんですけども、そのあたりを。

- 委員長（新澤良文君） だから、もう一度再度申し上げます。奈良県もファイザーも電話がかかってきた人から電話代わりますっていうことしたらわかるじゃないですか。あの、それは代わったようなことはないっていうことで、そういう判断になってると思います。

西川委員。

- 2番（西川侑壱君） であれば、こちらが誰が電話したのかっていうところは、はっきりさせとかないと、それこそあの2人の言い分、それぞれ2人ですね。こちらは、高取町側は、総合政策課長と課長補佐の言い分、そちらは、ファイザーと奈良県の言い分ってところが違うのを、片方だけ載せるっていうのを、僕はどうかなどは思うんですけども。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、ファイザーも奈良県も石尾さんから電話があったということを言うております。そして、電話は誰とも変わってないということをおっしゃっているのです、その辺から、石尾さんと話をしましたということを一貫して申されているということで、その部分で、山下先生は石尾さんが、石尾が電話したというふうに判断されたと思います。

○2番（西川侑壱君） その山下先生にちょっと異議を唱えるわけではない、異議を唱える形にはなってしまうんですけど、その判断について、本当にそれで正しいのか、まあ、例えば、音声データが残っているかとかっていうのであれば、僕は、間違いはないと思うんですけども、その音声データ自体も、ファイザーでも消えてしまって、奈良県も、まあ、残っていないってところで、メモ残ってたっていうことで聞いてるんですけども、そのメモっていうところをそんな100パーセント信じて、こういう書き方で大丈夫なのかっていうところで、僕は、ちょっとこの書き方に関しては、1つ異議を唱えたいと思います。

○委員長（新澤良文君） 再度何度も何度も申し上げます。奈良県にも、ファイザーにも、電話をかかっていたのは、石尾という人物からかかっているということが1点、そして、電話を他の人に代わったかということに関しては、代わっていないということをおっしゃってます。だから、奈良県には、石尾という人から問い合わせがきたというメモが残っております。そして、石尾さんと話したと奈良県の担当は申しております。なので、石尾と話したというように判断されたと思います。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） この部分に関しては、僕は双方の言い分を載せるべきだと思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） あくまでも、調査報告書ですんでね、お互いの双方の言い分なんか載せたら、調査報告書になりません。だから、その辺はね、だから、あの、ここで話し合ったらと思いますよ。石尾っていうファイザー、ファイザーと奈良県は石尾という人間としか喋ってない、1人としか喋ってないと話してないって話なんですけども、だけど、議会の皆さんは、石尾と前田が2人の人間と話したということ、の職員の言い分を取り入れるということであればね、それは、それで、議論していったらいいと思いますよ。別に、あの、僕は、だから、言うてるじゃないですか。この調査報告書は、全部100点じゃないですよ。だから、それを、これを、これから議論していきましょうって言ってるんじゃないですか。ただ、証拠として残ってるのは、先ほどから何度も申し上げますように、ファイザーに

しても、奈良県にしても、1人の人物として話してません。そして、その方、その1人の人物は、高取町の石尾ですというふうに電話をかけてきている。この点をし、石尾さんから問い合わせがあったとファイザーも奈良県も言ってるわけでございます。だから、あの、どっちがね、嘘をついてるとかいうことは言いたくないけれども、法律家の判断としてね、これがね、電話は代わったような経緯があったとかいうようなファイザーとか県の職員の証言があるならばね、その証言の通りかもしれないけれども、だから、僕はその点については、議論したらいいと思いますよ。職員の言い分をね、採用してあげたいって思うのであればね、僕はそれでもいいと思うし、ただそやけど、証拠としてね、残ってんのが、問い合わせには1人の人物からしか電話かかってきていない。それは高取町の石尾と名乗っているということでございます。はい。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） その部分に関しては、また、お話しできればなと思います。あと、まあ、もう1つが、4ページの10行目、4ページの10行目ですね。当初は、データロガーが故障していると疑ったが、そうではなく、そのままデータロガーを家庭用冷蔵庫に設置しておく、2度から8度の間に収まらない正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があるかと判断して、この可能性があるかと判断したっていうのが、ごめんなさい、議事録のどこに残ってるかっていうところがちょっと記憶になく、記憶にございませんと言ったら、またね、あの色んな証言と、あの、ややこしくなってしまうと思うんですけど、ちょっとどこにあったかっていうのが見つけれてない部分があるので、都合が悪くなる可能性があるかと判断して、どう捉えて、議事録のどこを捉えてこういう記載になっているのかっていうのがわからなかったんで、聞かせていただきたいと思いました。

○委員長（新澤良文君） これもね、議事録、山下先生が読み込んでいただいた中で、まとめていただいていると思うんですけどね、僕もこの分についてはね、あの、ちょっと抽象的な部分もあるのかなと思っております。なので、この2度から8度でデータロガーが故障してるのを疑った、都合が悪くというところは、別にこれは省くんだったら、省いてもいいかなと僕は思ってますよ。ただ、そのなぜ、このデータロガーを外したかっていうのがね、ちょっとまあ、疑問は残るわけなんですけどもね、はい。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。あの、僕も、そういう認識で、あの、

もちろん2度から8度に収まってなかったっていうのは、あの、あったことだとは思うので、それは、もちろん事実として載せなければいけないんですが、今言ってみたいに、その都合が悪くなる可能性っていうところがあると判断していうところを、まあ、省いた方がいいかなっていうのが、1つです。最後に、5ページの一番上なんですけど、本事案について、8月1日の事案ですね。本事案については、紛失の原因が不明であり、関係職員の責任追求及び再発防止策の構築は不可能であるため、本提言書では取り上げないとなっているんですが、これに関しても、どういうことがあったかという事の実績だけでも書いておいた方が、あの個人的にはいいかなと思っております。

○委員長（新澤良文君） どういうことにあったかというのは、その後、1事案ずつ読んでいただければ、その後に出てくると思います。はい。

○2番（西川侑壱君） ありがとうございます。

○委員長（新澤良文君） わかりました。その後出てきますんで、この提言書を読んでいただいたら、調査案を読んでいただければね、どういうことがあったかということ。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） はい、発言させていただきます。今、西川議員がおっしゃった、あの、4ページの分については、私もとても抽象的なことで、こういうふうに考えていたのではないかという、まあ、一定、その、あの、読み込みとおっしゃいましたが、事実確認ができていない中での私はちょっと文章になってはないかと思えますんでね、これは外すべきだと思っております。ここの分につきましては、実際に、確認、15行目のところから確認すると、すいません、P4ページですね。データロガーが故障していると疑い、データロガーを外し、代わりに、棒温度計を設置して、温度管理をすることにしたという程度に、私は置くべきではないかというふうに考えております。先ほど。

○委員長（新澤良文君） 1つずついきましょうよ。だから、この点についてね、あの、先ほど西川委員の方からありましたけども、ただ、あの、山下先生も法律家なんで、ただ、自分の思いとか、疑いだけでね、このように文章には残しません。だから、議事録を読み込んでいただいている中でね、江口の証言、あるいは他のものの証言等々ね、そう考えると、判断された中でね、そういうことがあったんじゃないかというふうに、判断されて書かれたと思います。はい。

○8番（新澤明美君） はい、あの、今私の意見を述べさせていただきます。

あと、皆さんとお話し合いをしていただけたらと思います。で、もう1つ3ページですけれども、先ほど、その石尾を総合政策課長と前田補佐のありましたけれども、私の考えといたしましては、どちらが正しいかというのは、難しいなと思いながら、議事録に残っている中、どう考えたらいいのかなというふうに、ちょっと思っています。そのファイザー社の方が、石尾課長とこういうふうに言ってますが、あの、その音声が残ってない中、石尾課長から、次こう、前田補佐に移しても、石尾という名前しかあの向こうに残っていなければ、それで要点が残ることになるのかなというふうに思いますのでね、この辺の書き方についても一度皆さんとちょっと検討が必要かなと思ってます。それと、この同じ3ページの、この再冷凍の際の動きですね。どういうふうに動きをして、動きをファイザー社に問いかけたか、それに対して、どんな答えがファイザー社から来たかということにつきまして、ここにちょっと書いてあるんですけども、正確に私やっぱりここには書くべきだと思っておりますというのは、このファイザー社から送られてきた資料の中には、石尾さんがこういうふうに言ったと、それに対してこういうふうに答えましたっていうのは、きちっと書いてますやろ。書いてあります。で、その通りに、ここに私は書くべきではないかなと思っております。で、実際のところ、そのこのP3の8行目から10行目のところを考えますと、そのリーダーである石尾総合、ここですね。19日に同社に問い合わせをしたと、で、課長は約5分間保冷バッグに保冷剤を入れて移送。接種会場にてワクチンが入った箱の中の温度がマイナス15度より低い状態であることを確認し、マイナス18度の家庭用冷蔵庫の冷凍庫へ保管、スタッフより再冷凍にあたるのではないかと指摘され、2から8度の冷蔵庫に保管、対応が冷蔵庫に保管、対応が間違っていたのか知りたいと尋ね、同社はマイナス15度より低い温度が保たれていたということですので、冷凍庫の保管で大丈夫ですと回答というふうにかかれたままのものをしていくべきではないかと思えます。そして、その次のP3の15行目からですけれども。

○委員長（新澤良文君） 新澤（にいざわ）さん。ちょっといいですか。ちょっといいですか。また1からこれ百条委員会やっていかなあかんようになりますよ。というのはね、あの、この、石尾のそのファイザーに対する問い合わせの件ですけどもね、これは、もうその運搬時間、リベルテホールから、保健センターからリベルテホールまでの運搬時間、車乗ってからの時間しか言ってなかったということ、これも明らかになってますよね。

○8番（新澤明美君） それ今入ってましたやろ。入ってましたよ、今、私。

○委員長（新澤良文君） いや、だから、だから、そのそれをね、あの、2度から8度云々という話なんですけども、それ以前の話はしてなくて、ファイザーに問い合わせたから、ファイザーはその5分間ぐらい程度ならってということで、石尾の問い合わせをそのまま鵜呑みにするならばね、大丈夫じゃないかということでファイザーの担当の人は申しされたというふうに、僕はファイザーの本社に行った時も聞いております。一方で、その後に、保健センターの方からね、違う、同じ事案で違う問い合わせがあったので、それはダメです、再冷凍にあたりますというふうにお答えさせていただきましたということを知っております。ただ、あの奈良県も同じでございます。それも分かってはりますよね。

○8番（新澤明美君） はい。ちょっといいですか。あのね、資料に基づいて私、書かしてもらってるんです。9の資料に基づいて、ファイザー株式会社がどういうふうに回答をしたかということ、そのまま、ほぼ写しただけなんです。だから、5分で持っていて、向こうで行ったらマイナス15度よりも低かったと、だから、冷凍室に入れましたと、やけれども、スタッフからおかしいというふうに言われたんで、冷蔵庫に移したけれども、どうでしたかと言ったら、あの、マイナス15度よりも低い状態やったら大丈夫ですよという回答があったという、まずそこまでね、それは、あのこの資料をそのまま写し取っただけですから、はい。

○委員長（新澤良文君） これね、調査報告書なんですよ。

○8番（新澤明美君） わかります。

○委員長（新澤良文君） だからね、色んな意見がある中で、議会としてはどっちの意見を正しいとして判断して報告するかということを示さなきゃいけない調査報告書なんですよ。だからね、その議事録のようにこっちの言い分はこうだけでもこっちの言い分両方のせるような、そんな調査報告書なんかあり得ないですよ。そう言うてるじゃないですか。

○8番（新澤明美君） 違う、違いますね。あのね、今あの書き方として、書き方として、ここに5分間のことだけを載せているけれども、ファイザー社が言ってることに関して、きちっと整理して書こうと思ったら、こういう書き方をすべきではないかというふうに述べさせております。だからね、ここに書いてあることが全部間違ってるってわけじゃないけれども、ちょっと私はここの述べ方にちょっとあの不足してるのではないかなと思って、それだったら正確なもの載せた方がいいんじゃないかという話です。で、まあ、私の意見だけ言わせてもらって、また後で、皆さんでお話ししていただいたら結構かと思しますので、すいません。で、もう1

っだけ、同じ3ページでね、その後15行目から18行目ですけれども、どこやっ
たっけ、確認する目的で、ワクチンの取扱方法に係る自ら認識に誤りがあったのか
どうかを確認する目的で、ファイザー社、ファイザー株式会社及び厚生労働省に問
い合わせをして、会場まで保冷バッグで約55分保管されていたことを伝えたと、
この時に、55分保管されていたということを伝えたといい形ですね、ここのす
いません、すいません。今ちょっと、ごめんなさいね。今、私、今、もとい。すい
ません、今、ちょっと私違うところ言ってますわ。

○委員長（新澤良文君） だから、新澤（にいざわ）さん、あの、もう一度よく読み
込んでいただいてね、自席の方で。それで、またそちらの方、証言台に行ってい
ただければと思います。一旦戻りになっていただければと思います。

○8番（新澤明美君） すいません。あのね、今、すいません。今、重なって申
し訳ないですけれども、一言だけ言っておきます。ここに書く、書くことは、伺
いの時に出た文章とか、ファイザー社で言ったこと、で、そして、証言で言ったこと、
それは合わせて、正しいということをそのままここに載せるべきなのに、その言葉
とちょっと違う形で、ここに表現を載せるのは、私は間違っているということを言
ってるんです。以上です。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、石尾証言あるいは保健センターの松本証言双方を
載せてということですか。何を載せるということですか。

○8番（新澤明美君） あのね、先ほどのファイザーの問題についても、県からの先
ほど言ったのは、ファイザーからどういう答えが出てきたか、石尾さんがどんな質
問をしたか、それについては、石尾さんの証言、そして、県やファイザーが言っ
ている証言が同じですやろ。そこは一致してますでしょ。そここのところをきちんとや
っぱり書くべきだと思いますね。そこがとても不足してると思います。はい、だか
らね、資料に基づいてちゃんと書くべきやと思います。

○委員長（新澤良文君） それは、議事録残ってますんで、これあくまで調査報告書
ですんでね。議会として、どちらの判断が間違っていたということも含めてね。ま
あ、それはね、あのもう少し、この、あの、山下先生の書き方は法律家の書き方
ですんでね、もう少しね、持ってね、一方の方はこういう判断こういう判断だっけ
ども、松本の方が正しかったというふうに書いても別にいいと思いますよ。それは
ね。経過をする、見てね。

○8番（新澤明美君） いいですか。一言だけ言って下がります。あの、事実を淡々
と書くだけというふうに私はすべきだと思っております。以上です。

○委員長（新澤良文君）　だから、事実を淡々と書いてるじゃないですか。新澤（にいざわ）さんの今おっしゃったことは、なんか矛盾してはって、あの事実を淡々と書くだけであればね、議事録なんですよ。だから、その今までの発言、宣誓の上での発言、そして、証拠を議会としてね、調査して、その中で調査報告書としてまとめるというのは、議会のこの委員会の趣旨ですんでね、だから、その事実関係をすべて書くと言うのであればね、議事録をお示しいただければと思うんですけどね、これ調査報告書ですんでね。

松本委員。

○4番（松本圭司君）　それでは、失礼いたします。あの、この報告書5ページまでの方につきましては、先ほど西川議員、新澤（にいざわ）議員が言われとった、4ページのデータロガー、都合が悪くなる可能性があると判断したというのは、これはちょっと少し憶測があるかなと、それと私なりにまとめさせてもらったものがありまして、まあ、事案としては、4つ、4件あります。7月11日にシリンジが1本余った事実、それと7月21日の再冷凍ワクチンを接種した事案、それと7月18日以降の温度管理の不備のワクチンを接種した事案、それと4つ目が8月1日のワクチン接種でシールが2枚余り、シリンジを1本破棄したと、で、私もこの弁護士が書かれておった、おる、この8月1日の事案については、内容がすごくわかりにくくて、これは本当に、まあ、本質の原因がわからないというところで、これについては、事案だけを書いて、これからどうしようかというのはもう、あの、受託業者から対策が来てますんで、それは、これで結構かと思います。ですから、3件について、事案の報告をしたら、私はいいかなと思ってます。で、まず、あの私もこの報告書5ページまでの分につきましては、経過とそれと明らかになった事実、これは少し少ないなと考えてます。で、私も今は、7月11日の注射器が1本余ったという、これだけしかまだ今のところは、まとめきっておりません。で、後、2件については、これからまた、きちっとまとめていきたいと思ってます。で、一応あの7月11日の件につきましては、経緯と明らかになった事実というところを少しまとめましたので、まあ、少し長なりますけども、読ませていただきます。当日は、65歳以上の高齢者接種者222名のうち59名、午後の接種者が対象。松本保健師は石尾総合課長、榊井課長に、注射器が1本余っている。ワクチン接種せずに帰った方がいるかもしれないと報告をしています。で、榊井課長は、3時頃に武平総括参事に報告し、武平総括参事は榊井課長に、すぐに対象者全員に連絡するように指示を出しています。で、ですが、接種予約者が継続的に来所する状況であり、接

種業務を止めることができず、そのまま作業をしたと、で、昼の事案を受けて、夕方に保健センターで町長以下参加して、協議を行いました。ここで、松本保健師は、接種業務に関わった全員に聞き合わせをした結果と接種せずに帰った人がいる可能性を報告をしています。その他、空打ちや2度打ちの可能性も考えることも報告をしています。で、松本保健師がこの3時頃に予診確認時に、接種に対する不安の強い訴えのあった住民さんがおられて、で、その後、電話連絡を取ったが、住民は不安であったが、医師に相談して無事に接種できたとの報告を受けています。で、2度打ちの可能性があったため、接種担当の看護師に、確認するも二度打ちは絶対にならないと言いつけられた。こういうところも、事実、明らかになった事実として、きちっと書いとく方がいいというふうに思います。それと接種担当の看護師に確認するも、2度打ちはない、打たずに帰られた方がいるかもしれないという方向に傾いていったと、で、前田課長補佐は、辰巳医師から意見のあった住民への連絡を行うという対応を実施するのかという質問が出たんですが、正確な回答が得られることがわからない。これを主因として、住民への確認連絡は行わない方向で、協議をされた。また、石尾課長は、打たずに帰った方がおられると報告を受けていたこともあり、後の対応をどうするか考えて公表を含め対応を始めるか、状況を静観するのか、選択肢について提起をしています。しかし、この町長が経過観察をするという決断を出した、そういう事実をきちっと出して、で、町長の経過観察の結論付けというところをきちっと明確にする方が、まあ、町民の方も見られてよくわかるのかなというところで、一応こういうまとめをさしていただきました。で、後、後の事案についてはまたこれから、私の方でもまとめさせていただきたいと思います。以上でございます。

- 委員長（新澤良文君） 私も松本委員ともう全く同じで、町長が、なぜあの経過観察というかね、様子を見ようというような判断したかというところを細かく書かなあかんと思ってます。ただ、その部分に対してね、町長が、記憶にございませんということですのでね、なかなかそこが進まないというのは、この委員会の部分で困っているところでございます。それでもう1点、武平参事が、あの、榊井課長に指示を出したというような、9月の委員会での、森下委員からもそういう発言がありましたので、私、あの武平参事のところも行ってまいりました。武平参事と、その時は留守だったんですけど、すぐ折り返しの電話がありまして、その日の経過を詳しく聞かせていただきまして、申されたのは、武平参事の榊井課長と話した時に、横には町長がいてはったと、で、私が強くそういうふうに榊井課長に指示出したわ

けでもないんでもないんですと、武平参事はおっしゃっておいりました。武平参事は、榊井課長からもしかしたら帰った人がおるからもしれませんっていうような発言もあったので、それなら見てくださいというふうに申し上げて、それその報告をすぐ町長にお伝えしたと、その後、すぐに、その後30分か1時間以内に反省会というような最後の話し合いの場があったんで、そういう対応させてもらったということをおっしゃっておいりました。証言いつでも武平参事はこちらの方に来ていただけるということですので、もし、証言を求めたいのであればね、証言、あの、証人として、来ていただくということでございます。他に何か。

野口委員

○5番（野口勝也君） はい、失礼いたします。この3ページの先ほどからも新澤（にいざわ）議員などから発言がありましたように、3ページの10行目ですね。9行目、10行目ですか。石尾総合政策課長が同社に問い合わせをし、保冷バッグでの保管時間は5分間であると伝えたというところなんですけれども、あの、ファイザー社からの、こういった形で電話がありましたと、報告がありましたという資料を見さしていただいても、ここの保冷バッグでの保管時間は5分であるじゃなくて、石尾プロジェクトリーダーは、移動した時間は5分であると、多分その電話でそういうふうに伝えていると思うんですね。ですから、この保管時間と移動時間っていうのは必ずしも同じじゃないと私は思っていて、それが問題の発端やと思うんですけども、はい。そこの保管時間っていうのを保管時間じゃなくて、移送時間ですね。電話では、移送と書いてあったと思うんですけども、移送時間というふうに書いた方がいいのではないかなと思います。それと4ページの方の先ほどからも話が出ておいりました、江口主査の正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があるかと判断したというのがそのそこまでは、私は言えないんじゃないかなと、その分はもう少し訂正して書いておく必要があるのではないかなと、私個人的には思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） 移送時間は5分ぐらいという、もうこれ間違いないと思うんですよ。保健センターから大体リベルテまで5分ぐらいですよ。ただ、そやけども、今回問題にしてんのはね、そのワクチンをディープフリーザーから出した、出して冷蔵庫に入れるまでの時間がどれぐらいだったかというところが問題であって、だから、その移送時間だけを書くっていうのは、この議会としてね、調査報告書はあんまり不適切じゃないんじゃないかなと、意味がないんじゃないかなと思います。その移送時間は、まあ、あの距離数、距離からしたね、そんなもんやと思

いますけども、なんで再冷凍ワクチンでこの問題がこういう形で起こったかっていうのが、保管時間かなと思います。ちょっとここで、暫時休憩させていただきます。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○委員長（新澤良文君） 再開します。他にご意見のある方ございませんか。はい。
谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） それでは、私の考え方を表明させていただきます。5ページの上段まで読ませていただきましたが、先ほどから他の委員さんもおっしゃっているように、4ページの2度から8度の間に収まらない正確な温度が出てしまって、都合が悪くなる可能性があるかと判断しとこう、まあ断言されてますが、議事録では、江口主査がそういう発言はされてないことから、判断しという表現は適当ではないというふうに考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、他にございませんか。
森下委員。

○7番（森下 明君） はい。この1ページから5ページまでの間でございますが、あくまでも町民に示す報告書という体を考えるならば、1、2ですね。2の7月11日にシリンジが1本余った事案ということについて、これは時系列に沿って、この起こったことをこの場で何ページかにわたって示すべきであろうというふうに考えます。先ほど、松本委員の方からもありましたが、7月11日にどういうことが起きたのか、ある1時から2時20分までの対象者59名に対して、シリンジが1本余ったと、そういうこともきちっと載せるべきであるし、先ほど、議長の方からもありましたが、この百条の場では、榊井課長は参事から対象者について対処しなさいという指示を受けたという証言をしております。委員長は、武平総括参事にきちっとこと細かく指示をしたのかということについては、そこまでの指示はしてないというふうに委員長に対してはおっしゃったというふうに聞いておりますが、私たちこの百条の委員会の中では、武平参事が対象者に対して対応しなさいという指示をされた。それを受けて、先ほど、松本委員の報告書案にもあったように、その後の接種事業に追われて、対応しなかったというのがこの百条委員会の証言でなされているということです。あくまでも、議事録をもとにこれは報告書を作るべきという立場から申し上げます。そして、重ねて申し上げるならば、夕方の会議でも誰がどういうふうに言うたということも筆記すべきであるし、この夕方の会議でもともな発言をしているのは、松本保健師1人です。なるほどなという発言をされて

いるというのが議事録から読み取れるのは、後は誰がきちっとこういう発言をしたなんていう証言が出てない。いかに無責任かということです。その中で、最終的に町長に判断をしていただきましょうというのは、これは石尾総合、その時のプロジェクトリーダーの石尾が、最終的に町長に判断していただきましょうということで、様子を見ましょうという答えになったというふうに、議事録残っています。そして、7月11日事案で申し上げるならば、翌日、不安になった幹部が町長のところへ行って再考を町長に求めたということも筆記すべき。そして、7月15日、松本保健師から伺い書が上がり、それを町長まで上げずに握り潰しているという事案についても、この7月11日事案として挙げるべきであるというふうに思います。そういうことをまず7月11日事案としてきちっと筆記する。その上で、どういう誰にどういう責任があんねやということが、その後ろで書いていくべきかなというふうに思います。7月11日事案については、そう。次に、再冷凍ワクチンの問題についても、どういうことが起きて、結果どういうふうになった。温度管理の不安定な冷蔵庫で管理したワクチンを接種した事案についても、こういうことが起きていました、何人の方に接種してしまった。そして、8月1日事案についても、対象者600数十人の中から途中第何線ということまで出てきました。何線の中で、シールが2枚紛失しているということもありました。で、結果として、その対象者、そのレーンにあった対象者については、感染症検査も実施され他のすべての方には抗体検査もされているということについても筆記すべきであるかな。そういうことを間違い事案のこの4つの間違い事案をずっと書いていって、そして、それぞれについての責任等を筆記すべきではないかなと私は考えます。今、先ほど申しあげました5ページまでの間については、前回の山下先生の証人立っていただいた時も、江口証人のこの記述については、これはおかしいというふうに私は申し上げております。はい、それから、正確な温度が表示されては困るということは、これは、おかしい表現である。江口証人はデータロガーが壊れているというふうに理解して、外して、そのデータロガーについては、保健センターへ預けているわけですから、江口証人については、データロガー自身は壊れていると判断した。で、棒温度計で管理することになったと、この棒温度計で管理するについても、江口証人一任の考えで、棒温度計を設置したというのは、考えにくい。これは、もうそれぞれのもう主観が入りますし、もう証拠がありません。言うた、言わんの話がここでも出ております。だから、そういうことについては、一任の考えとかいうことについては、書き留めることについては十分注意しなければならないというふうに思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、森下委員から発言がございました。僕もそうやなと思いました。あの、町民の方が読んで分かりやすい、何で、この、こういう事件があったかという経緯を住民の方にお伝えするのであれば、そういう形で何月何日にどういうことがあったということも大事だなと思います。あの、伺い書が町長のところまで行ってなかった、まあ、報告は行ってたんですけどね。伺い書は後に、町長も目通すことになっているんやけども。まあ、そういう対応をしたというのがね、役場の、この高取町役場のこの体質というのは、そういうことだと思うし、あの、そうですね。松本委員の方からもございましたし、森下委員の方からもございましたし、私もその部分はそう思います。やっぱり町民の方にね、読んでいただいて、分かりやすいようにと、だから、その町長のところに進言に行ったっていうことも含めてね、書くべきやなと、それは、この、あくまでも山下先生のやつはこれ叩き台なんで、ここに、今まで議会で、この委員会等々で発言のあった、証言のあったこと、宣誓のうえ証言のあったことを含めてね、事実関係をきちんと明記した方がいいかなと私も思う次第であります。ここで、休憩させていただきまして、1時から再開させていただきます。まあ、あの、私の前回の全協での説明が悪かったせいで、あの議員の皆様この進め方において、ちょっと戸惑っている部分もございますんで、それは、もう真摯に私の方が悪いと思いますんで、まあ、ここでお詫び申し上げます。なので、こういう進め方やっていきます。あの、午後から、まあ、今は報告書の事案の概要というはじめにというところから第1のところからやっていただいたんですけども、次は、第2っていう形でやっています。第2のところは、各事案に関する関係職員の関与及び責任というところがございます。これを1つずつ、また、やっていきたいと思います。まず、この報告書の第1の、報告書の事案について、それぞれに、このデータロガーの不都合という部分の言葉についてはね、これはちょっと消してもいいのかなと、この前後の話を全部載せたらね、分かっていただけ、町民には分かっていただけのかなと思いますし、これは、まあ、消してもいいのかなと思います。この問い合わせの石尾、問い合わせたというところはね、これもう証拠に基づいて書いてるわけなんですけども、証拠と証言が異なるという部分がございます。だから、その部分はどうするかというのは、またちょっと議論したいなと思うんですけども、まあ大した事案ではないんですけどもね、ただ、まあ、議会が百条委員会を立ち上げて、宣誓をさせた上での証言ですんでね、その辺も考えていただいて、まず午前中はこれで終了させていただいて、また進め方においては、考えていっていただきながら、午後1時から再開させていただきます。

す。休憩。

午前 1 1 時 3 2 分 休憩

午後 1 時 1 分 再開

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。午前中に引き続きまして、山下弁護士が作成していただきました報告書案を元に、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思ひます。まず、あの、第1事案の概要についてでございますが、この件につきましても、まず、事実関係が明らかになっているところ、そういうところを前後の経緯等々も含みまして、町民の皆さんにわかりやすく調査報告書としてまとめて、こういう形にさせていただきたいと思ひます。そんな中で、まあ、まず、皆さんからご指摘がございました4ページのデータロガーにつきましても、山下弁護士は、データロガーが故障していると疑ったが、そうでなく、そのままデータロガーを家庭用冷蔵庫に云々というところですね。正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があると思ひ判断して、これは、まあ、あの、休憩中も色々と議事録等々もチェックさせていただきましたけど、まず、あの、確定的なことでもないかなということもございまして、この部分は、削除させていただいてもいいかなと思ひます。データロガーの設置については、午前中も森下委員の方からもございましたけども、江口が、まあ、私費で購入したものであるとはいへ、まあ、江口1人の判断なのか、もしくは誰かの意見があったものなのか、どうなのかというところは、まず、言うた、言わんの話になってしまつて、十分調査もできてません。ですので、この部分に関しましては、町民の皆様には申し訳ございませんが、この百条委員会で、責任の所在をきちつと今のところは、明らかにできていないと、まあ、できていなかったということ調査報告書に載せるべきなのか、どうなのかも含めまして、後の部分は、ファイザーに問い合わせたのが石尾かどうなのかという部分ですね、後。以外は、まあ、後の部分は、他の議員さんもこの調査報告書の事案の概要1の事案の概要については、概ね同意していただけるのかなと思ひます。このデータロガーの所在について、これなかなか、今から責任の所在を明らかにしていこうと思へばね、難しいかなという部分もございまして。申し訳ないですけども、この辺は、議会の調査能力がなかったという部分で、ご報告させていただかなければ、仕方がないかなと思ひますけども、それについて何かご意見がございましたら。

森下委員。

○7番（森下 明君） 先ほども申し上げました通り、棒温度計を使って管理することについては、それこそ江口一任の考えかどうかというのも、確定できない

ということでございますので、データロガーが壊れているというふうに判断した上で、その後は、棒温度計をもって管理することになったという表現というのがふさわしいのではないかとこのように思います。後、皆さんの考えをお聞きいただいたら、結構です。私としては、そういう表現にするべきではないのかなというふうに思います。それからもう1点、今委員長おっしゃっていただきました、県並びにファイザーへ誰が問い合わせたかという分については、ファイザーあるいは県の方では、石尾さんから電話があったというふうな証言をいただいているわけですから、まあまあ、平たく言えば、誰が聞いたというより、どういう質問をして、どういう回答があって、どういう間違った行動したということの方が大事かなと、全く大事、誰か電話したのか大事ではないとは申し訳ありませんが、それよりも内容の方に私たちは注視するべきではないのかなという判断から、ファイザーあるいは県に電話したのが石尾課長という文言については、そのままで私は問題ないというふうに考えます。

- 委員長（新澤良文君） 森下委員、私たちじゃなしに、私はでいいですね。私はでいいですね。私たちってなったら、また、ちょっと表現がちょっとあれなんで、今森下委員もおっしゃったように、データロガーについてはね、誰がどういうふうな形で、故障したデータロガーをね、まあ、言うたら外して、外したりつけたりしてんのかな。それで、棒温度計で管理しとったというね、これまた棒温度計で管理しとったということが問題になって、町民2943人も町民に不適切、温度管理をしていないワクチンを接種したという事件につながるわけなんですけども、そのところは責任の所在が明らかでないという、こんな頼りないというか、情けないというか、仕方ないというかね、報告書になるのかなと、もう言うた、言わんの話でね、あの、江口証人、江口証人じゃないわ、江口自体も証言が1転、2転してるんでね、もう何をして本当のこと言うてんのかも、分からなくなってる中で、まあ、あの、一人の判断でっていうのもなかなかというところもありますんで、こちら辺はまたちょっと文章を改めて修正させてもらって、皆さんに目通していただきますんで、仕方がないかなと、石尾の件については、ファイザーと奈良県に問い合わせた、これ、まあ、再冷凍ワクチンについてなんですけども、まあ、あの、内容が質問した内容、また、質問者の報告を町長が採用する、どちらの方を採用するという、判断基準にもなってくるわけなんですけどもね、まず、あの、誰が電話したというところは、これ、まあ、ファイザーとこの証言との整合性を考えると、まあ、偽証罪ということになってこようかなということにもあるんですけどもね、

そこら辺は、誰が電話したんかということは重視せずに、電話した内容、そして、この後起こった事件、事故についてを議会としては、問題視するということで、よろしゅうございますかね。これ、皆さん同じですかね。もう打ち合わせっていうか、もう話し合ってきてくれた、これ決取らんでも大丈夫ですかね。あの、新澤（にいざわ）さんは違うの。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） 一致してることとしては、石尾さんから電話があったということについては、証言としても本人が最初電話をしましたというところについては、間違いはないということかなと思いますんでね、その一致した部分で石尾さん連絡を取ったということで、私は今確認できへんというふうに思ってます。

○委員長（新澤良文君） あの、そこをまたそうやってあえて言わはったら、また、僕も、また、あの、指摘しなきゃいけないんですけどね、そういうことであるならばね、あの石尾が電話をして代わったということ、今、新澤（にいざわ）委員がご指摘してるのかな、電話かけたのは石尾でしょっていうことを。本人らは違うって言うてるんですよ。だから、そういう記録がないんですよ。あのちょっとマイクがなかったらあれなんで、はい。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） 証言の中でも、証言の中では、石尾課長が電話をして、後から代わりましたと、で、ファイザー社は石尾さん、県も石尾さん一人ですということですが、最初その電話をかけて、かけた方も受けた方も、石尾ということについては、両サイドとも一致をしているということなんでね、私は、そのところは、間違いはないんだなと思いますから、石尾さんというその一致するところだけで、そういう意味で、石尾課長から電話したということに、で、私は賛同したいなというふうに、私は思ってます。

○委員長（新澤良文君） 午前中の僕の話聞いていただきました。だから、そのファイザーも県も誰とも電話代わってないと言ってるんですよ。誰とも電話は代わってないと、電話かかってきた石尾さんと話したということなんです。そやから、新澤（にいざわ）委員が今言うてる言い分にするとね、電話かけたのが石尾、で、ちょっと担当者と代わりますっていうことで、前田が話したということ、新澤（にいざわ）委員はおっしゃってるんかもしれないけども、そこはファイザーも奈良県もね、電話かけてきた人と話、石尾さんと話ししましたということなんです。記録によると、1名の方としか話してないと言ってるんですよ。僕、その件も聞き

ましたよ。電話がかかってきて、担当者と変わったりしたかって言ったら、いや、電話かかってきた人としか話をしてませんということですんで、はい。

○8番（新澤明美君） わかっていますよ。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、そのわかって発言してるのであれば、その整合性が取れないから、じゃあ、県の担当呼びましようか。いやいや、いいです、ちょっとこれ、これだけちょっと白黒つけとこ。新澤（にいざわ）委員ちょっとマイクのないとこで話してもあれなんで。

○8番（新澤明美君） あのね、ここで、いや、あの、実際に、こういう皆さんのこう YouTube の中で、お話をしている中で、真実を明らかにしていくという立場で、はっきり一致した、一致している部分としては、石尾さんがファイザー社や県ですかね、の方に電話をしたと、電話をして、石尾ですと言ったことには間違いはないし、向こう側も受け取った方は、石尾さんからかかってたと、そこの部分については一致をしているということで、そこだけの一致までしか調べられなかったということかなと私は思っています。

○委員長（新澤良文君） だからね、その質問した内容はね、県にもファイザーにも石尾自身が聞いたんじゃないしに、前田が私が聞きましたと言ってるんですよ。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） これ、まあ、1つの提案なんですけども、あの、まあ、そこが一致しないってところは、まあ問題かもしれないんですけど、先ほど、森下委員からも発言があった通り、その誰が電話したっていうことは、まあ、ここに来たらそこまで重要じゃないっていうか、確信はそこじゃないってというのは午前中もお話したと思うんですけど、なんで、もうここまで来ると、もう大きく捉えて、例えばですよ。ワクチン接種のプロジェクトチームから連絡があったとかっていう表現に変えたらダメなんですか、報告書として。

○委員長（新澤良文君） あの、この再冷凍ワクチンというのは、あんまり西川委員、あんまり問題にしてないかもしれないけども、これ問い合わせた人間ってというのは重要で、誰が問い合わせたってというのは重要なんですよね。これ、もしかしたら刑事事件になる可能性もある。傷害等々、だから、問い合わせた人間が誰かということとは重要で、内容だけじゃないしに。

西川委員

○2番（西川侑壱君） さっき森下議員の発言では、まあ、石尾課長っていうことにしといたらいいって感じ、あの発言やったと思うんですけども、その発言した

人が重要なんじゃないなくて、後に起こった事案の方が重要やから、そこの原因究明をしていく方が大事じゃないかっていう話だったと思うんですけど、発言した人も究明していくんですか。

○委員長（新澤良文君） そりゃそうでしょ。そら、もう、それ森下委員とあなたの意見でしょ。そう、そや、そっち側の意見であって、森下委員が言ったから。

○2番（西川侑壱君） 森下委員は違いますよね。

○委員長（新澤良文君） いや、森下委員って言ったやん。

○2番（西川侑壱君） 森下委員が先ほど発言したのは、あの、石尾課長っていう名前載せていくっていうふうに発言されたと思うんですけど。

○委員長（新澤良文君） 本人は電話してない。前田が電話した。

○2番（西川侑壱君） 証言の中ではそういうふうになってる。ただ、ファイザー社であったりだとか、県の方では、石尾課長から電話があったってなってる、もうこれをだから音声の中で分かるような、そのはっきりとした証拠が出てこない以上、こう包括的な表現で載せるしか方法はないのかなっていうふうに思ってるんですけども。

○委員長（新澤良文君） だから、証言とね、証拠はあるんですよ、証拠は。だから、その県の人にしても、県っていうのは誰から電話あったというのは控えるんで、誰から電話あって、誰と話しました。石尾から電話あったということを言うてる、控えてるんで、それ前田が、先ほど言うたように、前田が石尾ですって言うて電話したんやったら別ですよ。だから、何を言いたいかというとな、例えば、その石尾ですと電話して、前田と代わったっていうようなことなんやけども、それでいいんじゃないかっていうことなのかもしれんけども、証拠的にはね、あの県もファイザーも石尾さんっていう人1名としか話をしてないと、電話は誰も代わってませんという話なんですね。だから、そのことに対して、問題は重要視しないで、あった事実だけを重要視するということを言いたいのもかもしれないですけど、西川委員はね。まあまあ、あの、皆さんがそういう意見であるんならばね、そういう意見として承っておきますけども、これは大きな問題なんですよ、実は。誰が聞いたかっていうことも含めてね、やっぱり聞き方によってということもあるし、これ、その再冷凍ワクチンというのを大きな問題だということをもっと認識していただきたいなと。
西川委員。

○2番（西川侑壱君） であるならば、両方の証言を載せるべきだと僕は思います。

○委員長（新澤良文君） 両方の証言。

○2番（西川侑彦君） 石尾課長と前田補佐に関しては、石尾課長が電話して前田補佐が情報を、そちら側、ファイザーであったりだとか、県に報告したっていうことを証言されている、で、ファイザーと県の方からは、石尾課長から電話があったということを経験されているという事実を載せた上で、調査委員会として証拠が出てこない以上、これ以上言及することはできないと思いますよ。

○委員長（新澤良文君） 調査委員会として証拠が出てこないから、調査しているんですね。だから、その、あの、証拠はもう、証拠はもう出てきてるんですよ。だけど、証言が違うということなんです。証拠はもう、ファイザーの方も、あの、ファイザーも県も石尾という高取町の職員から電話がかかってきて、その人に対応させていただきましたという証拠は出てるんですね。だから、その証言は彼らが2転3転してるんやけど、初めは前田が私しか電話しないという部分でね、あの後で、石尾は電話して、後で代わりましたという部分に変わったんやけどね、その部分がこれも、先ほどのデータロガーと一緒に、再冷凍ワクチンという大きな問題であるけども、議会としては、調査能力がないということで、この部分についても双方のこう言ってますけども、どちらかは判断できませんでしたということを経験しているということをおっしゃるんですか。

西川委員。

○2番（西川侑彦君） そういうことです。結局、誰が電話したかわからない以上、証拠と証言ってというのがどちらの方に比重を置いて判断するのかっていうのを僕ちょっと法律家じゃないので、分からないところがあるんですけども、証拠と証言が同じようなレベルで、あの、今回捉えられるのであれば、石尾課長と前田補佐の証言っていうのも立派な証拠にはなると思いますし、そのファイザー社ないし県がメモしてたっていう、そのメモっていうところも重要な証拠にはなると思うので。

○委員長（新澤良文君） 法律家のね、元生駒市長までされとった山下弁護士が、法的に証言は聞いた上でね、証拠も照らし合わせた上で石尾と確定されてます。まあ、これはまあ、これも山下弁護士の見解なんでね、違う弁護士は違うことを言うのもしないけども、法律家はこう言うてるということです。はい。

西川委員

○2番（西川侑彦君） あと、もう1点、先ほど、あの、事例の概要のところ。

○委員長（新澤良文君） これは、そんでいいの、ほたら。

○2番（西川侑彦君） いや、僕は、あの、あれですよ。併記って言うんですかね。

両方で載せるべきだと僕は思っています、あの調査報告書として。で、その上で、

1点、1のところの事例概要のところに関して、先ほど、まあ、これに修正を加えていった上で、あの報告書としてあげていくってことを委員長おっしゃっておられましたけども、午前中にも、松本議員から発言あった通り、僕はこの情報、僕ももちろん伝えさせていただいたんですけども、あれだけの情報では僕は不十分だと思ってるので、あのまま載せるっていうのは、僕はあの反対させてもらいたいと思ってます。

○委員長（新澤良文君） どれだけ情報量で、どれが不十分、この、こんなんこのまま出すって言うてないよ。これ法律家として、あれやってことで作ってきてくれた。まあ、休んどっから、あの、その間にもそういう話あったんですよ。あの西川委員も作ってきた叩き台もいいと言うて、褒めてはりましたよ、山下先生。だから、その時系列的にね、積み上げて、午前中に森下委員もおっしゃってたけども、何月何日にどういう形で、どうなったってことも含めてね、そういうふうに、きちんと調査報告書では、載せさせてもらおうと思ってますよ。はい。

西川委員。

○2番（西川侑彦君） わかりました。そういう形で載るのであれば、僕はそれがいいと思うので、お願いします。

○委員長（新澤良文君） 当然です。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 私の意見を述べさせていただきますが、まあ、石尾課長が問い合わせたという、まあ、表現があるわけですが、百条委員会で証人が発言されたということになりますと、石尾課長と前田補佐が問い合わせをしたという客観的事実になって、委員長が県行かれて、ファイザー社にも行かれて、問い合わせをされたところ石尾課長1人が問い合わせたということになりますので、私は両方を併記する。石尾、前田はこのように発言しているが、証言しているが、県、ファイザー社は、石尾課長が1人で問い合わせたという客観的事実でなかったら、主観は入れるべきではないと、客観的事実を記述して、後は、皆様に判断をしていただくということが、私はいいのではないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） 主観って僕のこと、僕が主観を入れてるって言いたいの。僕はその事実に基づいたことしか言うてないよ。だから、石尾っていう人間から連絡あったということでしかないんで、だから、その百条委員会でね、ここで証言して、初めは前田って言って、次は石尾が初め電話して、前田に代わったと、もう1回ほんたら、次は実はってなるんかわからないけども、まあ、あの、他の百条委員

会のいいところの、悪いところの弊害が出たのかなと、この部分に関してはね。あの、真実言えないっていう部分にね、もう誰が聞いてもわかるんですよね。2回目の電話の音声データを聞いてもね、先ほど午前中も申しあげましたけども、この前電話した石尾ですみたいなこと電話してる。あれ2回目、もし、問い合わせ1回目に前田が電話してるのであれば、2回目も前田が電話してるはずじゃないですか。これもう、小学生でもわかりますよね、こんなことは。確認のための電話してるんやから。1回目電話したことにおける、確認のための電話してるんやから、これ前田電話してるんやったら、前田が電話しますよね。これもう小学生でもわかるわな。なんか違う。

西川委員。

- 2番（西川侑壱君） それこそ委員長の主観だと思いますよ、僕は。ですし、えっと、例えば、その前田補佐が石尾課長の名を名乗って、例えば、7月の段階で、ファイザーないし県に問い合わせしてた上で、この9月17日っていうのは、百条委員会が始まった日、百条委員会が設置された日やったかなと思うんですけども、その課長として責任を持って調査するっていう、あの、確認を取るっていう意味で、石尾課長が電話されたっていう可能性も考えられる。
- 委員長（新澤良文君） 音声データもう一回聞かすわ。あの、音声データ聞いたらわかるけど、前電話した高取町の石尾ですって言うて、電話してるよね。これ聞いてない、聞いてるでしょ。もう一回ちょっと流したって。聞いてるでしょ、9月の分。僕の主観って言うんであればね、あのこの前電話した石尾ですって言うて電話してんのは、じゃあ、この前電話した前田の上司、それやったらね、西川委員言うんであれば、この前電話した前田の上司の石尾でございますと、百条委員会でこうなってるんで、前田じゃなしに、私が電話しましたということになってこようと思うんやけども、この前電話した石尾でございますということで、先日電話した石尾でございますって言うて電話してるんやから、小学生でもわかるということですよ、要は。僕の主観入ってるかな。
- 2番（西川侑壱君） それは、でも、7月の音声データがない限り、あの証明はできないと僕は思います。
- 委員長（新澤良文君） だから、7月の音声データはないから証明ができないんやけども、9月の音声データでは、先日電話した高取町の石尾でございますって電話してるんですよ。わかります。これあんまりここでやらん方がいいと思うよ、俺は。これ、あの、森下議員のあれでしゅうしゅうとやっとなら良かったと思うんやけ

ども、ここを徹底的にやるのであれば、もっと。

○2番（西川侑壱君） 僕は併記するべきだと思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、併記はしません。そんな調査結果にならないから、そんなのは。

○2番（西川侑壱君） それは、委員長の主観ですよ。

○委員長（新澤良文君） いや、調査報告書やろ。

○2番（西川侑壱君） 僕の意見としては、併記をするべきだと思います。その、併記するかどうかというのは、委員の意見を聞くべきだと思います。

○委員長（新澤良文君） 西川委員の意見は聞いときましょう。西川委員は西川委員の意見として聞いておきましょう。谷本委員の意見も意見として聞いていきましょう。ただね、これ調査報告書っていうて、じゃあ、データロガーはデータロガーで、誰が責任、データロガーで2000、3000人近い町民に対して、不適切なワクチンをあれでしたけども、誰がやったか責任は問いません、追求できませんでしたっていう。何頭かしげてるの、谷本委員。前座りや、ほんだら、やろや、ほんだら。おかしい思うんやったら、前座りや、ちょっとやろうや、それやったら。いや、おかしいと思うんやったら、言うてくれたらいいんやで。だからね、両方明記してね、調査報告書なんのそれ、どっちもこう言うてますけども、真実は明らかでもありませんでしたっていう報告書を出すの。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 山下弁護士は、それでもいいって言ってましたよ、法律家の観点で。

○委員長（新澤良文君） 山下弁護士は、法律家の観点でも、そう言って、それで町民が納得するの。だから、町議会としては、まあ、石尾が電話したんやから、石尾でいいんじゃないの。

○2番（西川侑壱君） 先ほど、谷本委員も言われたと思うんですけども、それを併記した上で、判断されるのは町民っていうので、僕は間違っていないとかそれでいいと思ってます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、じゃあ、ここだけの問題違うんですよ。これ住民監査請求とかなればね、やはり、この法的な部分とかで明らかになってくるんよ。だから、この住民監査請求、後に起こりうる住民監査請求についてね、町議会は、こういうところをね、きちんと調査報告書まとめ切らなかったということになってこようかと思うんだけどね。もう併記するんだったら、併記するんでも僕はいいけど

も、僕は、その調査報告書において、まあ、ファイザーと県は、石尾から電話あったと言ってます。でも、本人たちは、初めは前田と言っていましたと、途中から石尾は電話して前田と言うてましたと、これ載せる訳。他の意見ある方いらっしゃいませんか。じゃあ、この件についてもね、ちょっと考えて文章作らせていただいて、また皆さんに見せさして、提示させていただきますんで、ただ、その、じゃあ、これからやっていくことでね、調査報告書として、この再冷凍の部分においてもね、これ誰が電話したっていう部分、ものすごく重大で、この重要な案件について、もきちんと調査もできずっていう報告書にしてしまうというのは、もう僕はちょっとあれなんやけども、だから、僕としてらね、もう少し、あの、この山下先生の報告書、ここは、採用すべきじゃないかなと僕は思ったんですけどね。後の責任の問題については、別の部分として置いて、偽証罪等々という責任の問題出てくるんやけどね、それをその問題はその問題で置いて。じゃあ、次に、もう1点なんかありましたよね、指摘され、あの、ここはちょっとあれなんじゃないかとおっしゃってたところ。データロガーとこのあれか、運んだ部分か、5分ってやつか。この5分というのも、これはこの辺を5分や10分やっていうのは、これはもうきちんと今分かってることの、真実が分かってるんでねっていうのが、ディープフリーザーから出した時間がわかってるんで、それで、まあ、リベルテホールに着いた時間逆算するとね、5分ではなかったということは、明らかじゃないですか。これは、もうその時の事実を積み重ねていけばいいと思うんですけど、どう思われますか。

森下委員。

- 7番(森下 明君) この問題については、ファイザー社と石尾課長との話の中で、現実に保健センターからリベルテホールまでの所要時間はどのくらいですかとそういう質問の中で出た5分というんじゃないかなというふうに、その5分が出てきたというのは、その辺から出てきてるのではないかと、ただ、ディープフリーザーから出してリベルテホールまでに運ぶ時間というのは、もうこれは、もう委員長おっしゃった通り、数十分かかっているというのは、現実ですから、この5分というのが出てきたのは、そういうこのやりとりの中での5分というのが出てきたものというふうに解釈いたしております。
- 委員長(新澤良文君) 移動時間っていう形で森下委員は解釈されているということですね。僕ね、それであるならばね、これまた主観って言うて怒られるのかもしれないですけども、あのこの再冷凍ワクチンに当たるか当たらないかという大きな

問題で、このワクチンは本当、本来は使う接種する日に使わずに調べてから使ってるわけじゃないですか。それであるならばね、それぐらいその使っているものか悪いものかも、白か黒かっていうワクチンの中でね、それであるならば、確認した石尾か前田かわからんけどもね、この人間はそのワクチンというたら、もう毒ですよ。わかるでしょ。ワクチンという性質っていうのはね、そういうワクチンっていうものを町民に、命の危険すらある町民にね、接種するのに問い合わせるときにあまりにも説明不足あったんじゃないですかね。その、そういう意味では、これもう殺人未遂とは言わないけど、傷害罪には、完璧に適用されると思いますよ。これ住民監査請求等々されたらね。この問い合わせた人、使えるか使えないかということになってくるんやからね、この問い合わせの電話が。だから、その、まあ、今後住民監査請求でそれも罪と罰っていうのはね、どういう状況になるのかっていうのは、僕はちょっとわかりませんが、議会の中ではね、この5分っていうのは、あくまでも、その移動時間は5分であった。でも、このワクチンの保管、保存っていうのに対してはね、本来は聞かなきゃいけない部分じゃないですか。一番大事な部分やからね、それを言わずに、その移動時間だけを言うっていうこと自体がなんかその違和感ないですか。僕は違和感ありますけどね。はい、ワクチン、県の、奈良県ワクチン室の松井さんに、高取町新型コロナウイルス接種プロジェクトチーム石尾氏からの電話の記録ちょっと読ませてもらいますね。ワクチン取扱いに関して相談したい。18日にワクチンを保健センターの超低温冷蔵庫マイナス75から取り出し、接種会場の冷凍庫マイナス20度に移送した。移送には、国から提供された保冷バッグを利用したが、使用時間は5分ほどであり、ロガーを使用して冷凍状態マイナス20度以下で移送した。だから、その移送時間じゃなしに、保管時間もこれ5分ということで県には言ってます。はい。だから、その。

森下委員。

- 7番（森下 明君） 私自身は、あの調査委員会の中で、ディープフリーザーから出して保冷バッグに入れて、5分でリベルテホールへ持って行ったというふうには、調査委員会の中では、私自身は、理解しておりません。当然、ディープフリーザーから出して、諸々の注射器であるとか、そういう準備も含めて、時間経過もあの時に証言、保健センターの職員も証言なさっておるんで、その数十分かかったというのは理解した上で、その5分という数字が出てきたのは、移送時間が、私は、その調査委員会の中でも、5分という数字は、単に移送時間でしかないというふうに判断したと先ほど申し上げました。もちろん、出してから持っていくまでの時間、冷

蔵庫に保管するまでの時間も数十分当然かかっていたというふうに理解しております。

- 委員長（新澤良文君） だから、その、あの、先ほど、野口委員がおっしゃった、移送時間と保管時間、このまあ、勘違いじゃなかろうかっていうようなことですね。あの、問い合わせが、まあそういう解釈だということで、そうでないということは、森下委員はおっしゃってて、奈良県の方にはきちんと、きちんとじゃないな、きちんと言うたらおかしいけども、保管時間も5分だったということで問い合わせしております。だから、その森下委員がおっしゃったように、このディープフリーザーについては、まあ、県に対しては、これ虚偽の問い合わせをしたということになるのかなということですね。問い合わせた人物、前田なんか、石尾なんかわかりませんが、実際とは違う事実を問い合わせして、その結果、ファイザーは、奈良県はファイザーに聞いてくださいと、ファイザーはそれであつたら問題ないですということで判断してしまったと、それで、まあ、その石尾なんか前田なんかわかりませんが、その人物の判断をして、町長は、この一旦保留にしまったワクチンを、これ265人やったっけな。町民に接種するためのゴーサインの出したというのが、これ出てこようと思うんですけどね。だから、その先ほどから誰が電話したのかはあまり問題じゃないというような議員さんの発言が多々あったんですけどもね、虚偽の問い合わせをしているという部分においてね、誰がやっぱり問い合わせたってことは大きな問題の1つじゃないですか。はい。

野口委員。

- 5番（野口勝也君） 今、今の5分とかいう話なんですけども、確か、あれ、前田補佐が、県であるか、ファイザーがあるか、ちょっと私忘れてしまったんですけども、移動時間は、保健センターからリベルテまでの移動時間はどのくらいですかって尋ねられたと、確かそのような尋ね方をされて、移動時間は5分ですというふうに答えたというふうな証言があったと思うんですけども、あの、確かに、それは移動時間は5分ですけども、先ほどから、委員長もおっしゃっておられるように、保冷バッグに入れてからの時間は、数十分かかっていると、それは、もう確実やと、確実な話なんで、それをその電話したものがですね、はっきりと保冷バッグに入れて何分でしたというふうに答えればよかったんですけども、ただ移動時間を聞かれたということで、5分やと答えたということやと思うんですね。

- 委員長（新澤良文君） これ、あの、奈良県福祉医療部医療政策局新型コロナワクチン接種推進室長に、あの、証拠提出を百条委員会としてさしいただきました、高

取町議会として。で、記録提出の回答、これ公文書です、として回答を受けております。この中で、先ほど読ませていただいたワクチン接種室の松井氏と高取町ワクチンプロジェクトチームの石尾とのやり取りですけども、先ほど読ましていただいた通り、ワクチンの取り扱いに関して相談したいと、18日にワクチンを保健センターの超低温冷蔵庫マイナス75度から取り出し接種会場の冷凍庫マイナス20度に移送した。移送には国から提供された保冷バッグを利用したが、使用時間は5分ほどであり、ロガーを使用して、冷凍状態で移送したと、保冷バッグの使用時間が5分ほどであるということをお聞きしたということも、これ公文書で返っております。だから、その移動時間ではなしに、ワクチンのディープフリーザーから出して、バックに入れたって時間が5分っていうことで、まあ、虚偽の問い合わせをしているということに当たろうかなと、石尾なんか、前田なんかわかりませんが、県の方は公文書として石尾やっていうということで、証拠提出しております。

野口委員。

○5番（野口勝也君） 私はですね。それは虚偽だとは捉えておりません。ただ、移動時間を彼らは伝えたのと、でも、ただ、あの保冷バッグに入れてから何十分経ったっていうのをきっちり報告しなければいけない義務は確実にあったと思います。

○委員長（新澤良文君） 勘違いされてますよ。そのね、あの、移動時間だけを答えたん違って、保冷バックに入れたのが5分程度でしたということをお聞かされてるんですよ。これ、だから、僕はその問題にしてるのは、その問い合わせの仕方がね、それはもう普通のそのね、あの、なんでもない問題であればね、石尾でも前田でもどちらでもいいんですよ、本当に。ただ、そやけども、この問い合わせの仕方がちょっと悪意があるのと、あの保冷バッグにこれ再冷凍ワクチンが使えるか使えないかの問い合わせの電話をなさってってことで指示されてるわけですよ。これ、その問い合わせに、実際のことではなしに、虚偽の問い合わせをしているという部分に関してね、これ悪質だなと僕は思うんですよ。はい。

野口委員。

○5番（野口勝也君） 私は、その悪意はなかったと判断しております。以上です。

○委員長（新澤良文君） 本当にね、あの、このワクチンが使えるか使えないかっていうのをジャッジしたいということであればね、正直に問い合わせしとったら何の問題もなかったんですよ。これがその虚偽の問い合わせというかね、実際にこれ保冷バッグを利用したが、使用時間も5分ほどでありって、5分でないこと見て明らか

かじゃないですか。自分らで行って、詰めて、その間に注射数えたりなんやかんやしてっていう、自分らがやってることなんで、移動時間だけでも5分かかるのに、5分であるはずがないじゃないですか。それをまあ、そういうふうに、まあ、県の方は公文書では石尾という回答で返ってきてますけどね。返ってきてる。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） すいません。あの、一言だけです。その証拠をいただくことってできるんですか。あの多分今入ってないと思うんです、証拠番号の中に。

○委員長（新澤良文君） それは、全部配りましたよ。

○2番（西川侑壱君） すいません。ちょっと僕見落としてました。申し訳ないです。

○委員長（新澤良文君） 配りましたけども、まだ持ってない人いてはったら、今出しましょか、また後日お渡しします。はい。あの、私の手元にある資料は、全部皆さんにも共有しております。はい。

松本委員。

○4番（松本圭司君） 失礼いたします。今、委員長言われたようにね、あの3ページの下から8行目、中川町長が7月19日プロジェクトチームの見解を採用することを決定した。これが大きな問題で、なぜ町長は、このプロジェクトチームの見解を採用したかというところで、今までの各議論が出てると思います。で、やはり、このファイザー社に間違った情報、だから、この間違った情報なんですけれども、これ故意に偽証したとかいう問題じゃなくて、状況はやはりわかってない、まあ、石尾課長にしても、課長補佐にしても、そういう肝心なしっかりした情報を伝えなあかんという、多分意識がなかったかと思います。で、やはりこの保管時間と移送時間、5分これも簡単に多分答えていると思います。大変重要な問題で、その辺をこの2人については意識がなかったというような状況やと私は考えてます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、そのね、意識がなかったというところの問題だと思う。僕もあの、松本委員と全く同じ考えでございます。ファイザーの方にもね、公文書として証拠提出を求めて、公文書として提出してもらっております。だからね、その保健センターから指摘を受けてこれ再冷凍に当たるよと、そのワクチンは使ったらダメですよっていうふうにプロジェクトチームが指摘を受けた。で、執行部の方も町長の判断でね、このワクチンをちょっと一旦保留にしようと、それで調べた上でね、使うか使わないか、使えるものなんか使えないものなんかということで、きちんと調べた上で、町民に接種しようということ、これもともと使う日のワク

チンは、当日そうしてね、このワクチンは一旦保留にしているわけなんですね。ということは、このことの重大性というのは、その時点ではわかってるわけなんですよ。それが1点と、それで大変大変、先ほどから申し上げてますように、ワクチンというのは、ある意味、毒でもございます。それを町民の方にね、接種するにあたってね、この2人の、2人っていうか、まあ、電話、まあ、向こうは石尾と言ってるんですけども、高取町の問い合わせた人間ということにしとしまししょう、ややこしいから。高取町の代表して問い合わせた人間がね、町民の方に接種できるがでないかというジャッジをきちんとしたジャッジをしていかなきゃいけないのに、その認識が甘くて、きちんとそのワクチンの取り扱い保管の経緯、移送の経緯等もきちんと説明をしなかった。そこの認識が甘かったって言ったら、それはちょっと違うんじゃないかなと、町長はわざわざね、保留にして、使えるか使えないか問い合わせしてくれて言うて、言うてるのにもかかわらず、それをきちんと事実を報告して、問い合わせしなかったというのは、これはちょっとかなり悪質だと僕は思うんですよ。あの、認識が甘かった程度で済まされるのかなっていうのがございます。皆さんあのファイザーの公文書も持っていただいていますよね。県も、8番9番。だから、その僕は、その誰が問い合わせたがそれは大きな問題じゃないやろうなっていうような意見は、ちょっと違うんじゃないかなと、今後、まあ、どういったことになるかわかりませんが、問い合わせた人間がきちんとした形でね、問い合わせれば、この事件は起きてないんですよ、事件事故というかね。町長はそれを指示してるわけなんやから。町長から指示受けてるんやから、きちんとこの時の経過をね、事実を事実のままね、県やファイザーに問い合わせれば、何も起こらなかった事案であります。だから、大きな問題だと僕は思います。この件について他にございませんか。

新澤委員。

- 8番（新澤明美君） あのと、16の資料によりますと、県の松井氏の証言の中にもあるように、また本町の保健師、所長の発言の中にもあったように、真ん中ぐらいに、国から提供された、16の県の松井さんのですね。国から提供された保冷バッグを利用しての移送は、冷蔵状態での移送とされているということですから、一旦外で出したもう冷蔵という取り扱いになるというそういう証言を所長もしていたわけです。で、そのことを全然他の方々にご存知なかったんだと思うんですが、ファイザー社の方にしましたらそういうことはわからずして5分なり、到着したらマイナス16度ですか、だったということだけを述べていて、いたわけでした、後

に、松本さんが尋ねた時に、ファイザー社が保冷ボックスはどのような温度帯、これは9の資料ですけれども、保冷ボックスはどのような温度帯になるかにつきまして、弊社では情報を持ち合わせておりませんということですね、途中経過については保冷ボックスの状態については知りませんよということで、回答がされているわけですね。石尾さんの時には、そういうことが全く問題されていない中で、マイナス何度だったということでOKかなという回答がされているけれども、松本さんが詳細に状況を説明した中で、ちょっと違う回答が出てきてるところが、やはり情報がきちんと伝わっていなかったという大きな問題ではないかと思います。で、そのことがきちんと、その後、何回か接種する、使うに当たって、それから使うにあたって、ファイザー社のやつを再冷凍に当たったのかどうかということ判断するのにあたって、十分に確認が取れなかったということではなかったかと私は読み取っております。以上です。

- 委員長（新澤良文君） だから、仕方がなかったということなんですかね。だから、松本保健師と高取町から問い合わせた石尾とファイザーは言ってるんですけどね。あの、見解、で、また、その町長はなぜプロジェクトチームの方を採用したかっていう、まあ、記憶にないと言ってますけどね、見解にしてもね。誰かの、また議事録繰り返すけども、実際に運んでるのは前田らの方なんですよね。松本らは、この客観的にというかね、事実を重ねたことで、何時にディープフリーザーから出していうことで、まあ、保健センターから何時に出たから、それこそ保健センターから出た後の5分後に到着しているだろうということでそれでまあ推察した形で、問い合わせてる、県やファイザーは問い合わせ、事実の一つですよ。で、前田は、石尾と前田の場合は、これ自分らで運んでいるからわかるわけなんですよね。それをその、あの、きちんとね、認識が甘かったとか、その情報がどうこうというじゃなしに、町民に接種するんですよ、ワクチンを。そのワクチンが使えるか使えないかっていうのをファイザー、あの、医療メーカーとね、県に問い合わせしろという町長の指示のもとね、その問い合わせでね、自分たちがきちんと報告せずにね、虚偽の報告をしてしまったと、したということも、これもまさか保健センターの方から同じ問い合わせがいくと思ってなかったんでしょうね。石尾なんか、前田なんかわかりませんが、だから、その問い合わせたことについて、なぜ勝手に問い合わせるんやっていうことで怒られたって保健センターの人間は言うてます。お前ら何で問い合わせた怒られたと、普通は専門家の人間が問い合わせるね、いや、違いますよと、あかんと言うてますよって言うたら、そうなのかとなりませんか。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） 今、本題にしていることは、どういうことが時系列で起こっていたのかと事実確認をするということで、今ははっきりさせていく、今言ってるんです。で、それは、どういう責任があったのかと、あの、その問い合わせをした人の責任、再度最終の町長の責任ね、甘い形で最終の確認を、十分な確認もせずに接種をする方向に進めた責任は重大だと思いますよ。思ってます、でも、今そのことについては今話し合いをしてるんじゃないんでね、今、その前の段階の事実確認のところを私は言わせていただいただけです。以上です。

○委員長（新澤良文君） 事実確認っていうのはどの部分ですか。

○8番（新澤明美君） あのね、先ほどから、どういう形で話をしていったのかということでありましたんでね、何度も言っておりますが、どういうふうに石尾課長がファイザー社に伝え、県に伝え、ファイザー社はそこで、なぜファイザー社がOKを出したのか、ファイザー社はなぜOKを出したのかという、そのところはやっぱりはっきりしとかなあかんと思うんですよ。そこに、やはり情報量が足りなかったのか、まあ嘘言うてたみたいな感じありましたが、そのところ今大事にする、そこやと思います。あの、そのままのことは私は言わせていただいたことで、本来、県の松井さんがおっしゃっているように、冷凍庫から保冷剤のところを持ち出した時点で、国から提供されている保冷ボックスに出した時点で、冷蔵しか入れてはいけませんということになっていきますと、このことが全くわかってないんですよ。わかってない。で、そのことが全然ファイザー社には伝わってない。それで、後から松本さんがね、そういう状況を実際にはこんな何分かかかっていったけれども、こうですよということ言った時に、初めてファイザー社が途中の移送の状況につきましては、私どもは全く関与できませんとそういう回答しかしてないでしょ。ね、だからね、そのところがきちっとね情報が渡されてない中で、ファイザー社がOKを出したんですよね。OK出してません。いいですよって言ってますよ。一番最初最初はね、最初はね、石尾さんが問いただし、そこに、あの、問題があったと、その事実関係をなんでファイザー社がOKを出したんだろうというところをやれば、はっきりしとかなあかんと思ってます。以上です。

○委員長（新澤良文君） だから、その何が問題なんかというのは皆さん、委員の皆さんも僕も一緒だと思うんですよね。あの、ただ、その問題のね、意識が高いか低いかの問題で、これ問い合わせ方がね、問い合わせの内容がちょっとまずかったんじゃないかっていう程度で、置いていくもんなんか、これ町長が指示出してるんで

すよ、プロジェクトチームに。このワクチンを使えるとか使えないか、きちんと調べてくれって、それならば、やはり事実を事実のもとをきちんと調べるといのが、この高取町の代表で問い合わせたものの役目ですよ。それを町長が指示を出した内容によって、町長がまた接種、町民の皆さんに接種するというゴーサインを出すんやからね。これ罪ですよ、罪だと思いますよ、僕は。だから、その誰が問い合わせたか、そこはあんまり問題ではなくてっていう意見もあるんですけどね、僕は、誰が問い合わせたっていうのも大きな問題だと思いますし、もちろん、その問い合わせた、問い合わせの内容もだと思いますしね。また僕の主観って言われるのかもしれないけども、実際そうなんで、あれ、えっと、ここの件についてもちょっとまあ、先ほどの誰が電話したかっていうのと、誰が電話したんかと、まあ、並行してっていうことで、まあ、谷本さんなんかはおっしゃってましたけど、西川委員もおっしゃったけども、この先ほどの問題とこれ、一緒の問題なんですね。一連の流れになってくるんでね。だから、ここもこういう形で、どこの誰が問い合わせたかわからないけども、あれですか。皆さんの言い分からすると、どこの前田か石尾かどっかわからんけども、あまりにもその知識が薄かったから、問い合わせの内容もきちんとした事実を基づいて問い合わせをしなかったからということを書き込んでますか。その後に出てくる、僕たちあんな危ない危険なワクチンを打たなくて良かったなっていうような冗談とはいえね、こんな発言も出てきます。これも全て連動してくるわね。これどういうふうに説明するんですかね。おかしいでしょ。

西川委員。

- 2番（西川侑壱君） ちょうど、あの町長からプロジェクトチームの方に、指示があったっていうことで、あの、お話しされたと思うんですけど、ちょっとそこ語弊あってはいけないので、あの証拠に基づいて作った。
- 委員長（新澤良文君） それは、わかっていますよ。町長からプロジェクトチームに指示がやったんじゃないというのが分かっていますよ。
- 2番（西川侑壱君） どういう流れやったかって確認したい方がいいかなと思っています。
- 委員長（新澤良文君） わかっています。はい。
- 2番（西川侑壱君） どういう流れでした。
- 委員長（新澤良文君） 松本保健師に。
- 2番（西川侑壱君） 違って、中川町長から指示があったのは、接種会場のワクチンの安全性を確認すること、マニュアルを遵守することっていう指示はあって、こ

のワクチンの安全性の確認は、芦高総務課長から前田総合政策課長補佐に確認するように指示があったっていうことになってて。

○委員長（新澤良文君） 読んだらわかるんですけども、大体のこと今ちょっと言うてるんやけどもね、それ読んだらわかります。はい。

○2番（西川侑壱君） その後どういう流れになってたかっていうのも。

○委員長（新澤良文君） 読んだらわかります。

○2番（西川侑壱君） 読んだらわかります。

○委員長（新澤良文君） 書類持ってるんで、読んだらわかります。

○2番（西川侑壱君） わかりました。読んだらわかるんですね。

○委員長（新澤良文君） 結局はね、せやねんけども、当初は松本保健師が問い合わせるようになってったんですよ、これね。これが何でか知らんけども、これプロジェクトチームが問い合わせるようになってしまったっていう部分でね、これはあの追求もさせてもらいましたけども。森下委員。西川委員、まだあんの。

○2番（西川侑壱君） 当初松本保健師が問い合わせることになってました。どの段階で。

○委員長（新澤良文君） 一番初めです。その文章を読んでたらわかります。最後の反省会みたいところで、松本保健師が問い合わせるように初めなってたと思います。町長が言うたんか言うてないんかわからんけども、誰かの指示のもと、松本保健師が当初調べるようになっていたという証言は一致しております。

○2番（西川侑壱君） ちょっと、僕もまた探しておきます。

○委員長（新澤良文君） 森下委員。

○8番（森下 明君） 先ほども申し上げました。あの、町民にわかりやすくこの報告書を作る上で、このあの再冷凍ワクチンの問題をわかりやすく、これ、あの作り上げるのが非常に難しい段階で、私も今作っておりますが、難しく何がと言われると、今の問い合わせた事実が2つ違うという部分で、どういう言い方をしようが、説明をしようが、プロジェクトチームがファイザーへ報告した時に、ディープフリーザーから出して、保冷バッグに入れた瞬間に、それは冷蔵扱いで、持っていたワクチンがたとえマイナス16度以上であっても、それは冷蔵扱いとしなければならないというのは、これ保健センターの保健師さんは分かってたんです。なぜファイザーはそのように言わなかったのか、どういう説明をこの石尾であるのか、前田であるのか、どういう説明をしたとしても、ディープフリーザーから出して保冷バッグに入れた瞬間に、それはもう冷蔵扱いですよと、これ冷凍庫に入れて、もう持っ

ていた段階でマイナス10何度であろうと、それは冷蔵扱いにしなくてはなりません。だから、冷凍庫を入れた時点で、再冷凍ワクチンですから使わないでくださいというふうに、ファイザー社がなぜ言わなかったのか、保健センターの保健師がもうそういう報告を受けた時に、私たちの勉強してたことと変わっているのか、ファイザーが変わっているのかというので、再度ファイザー社に問い合わせをされているはずで。それから、その辺のこの報告の仕方、これのこの2つのやつが、非常に難しい。だから、再冷凍ワクチン問題を本当に町民に分かりやすく書くという中で、間違ってるのは、もちろん、移動知識なく、移動させたスタッフが一番問題なんですよ。これはもう、あの、正しいとも何とも申し上げておりません。だから、そういうことを保健センターに、今、あの持って帰ってきてマイナス10何度であるので、冷凍庫に入れましたという報告をしとるんです、持ってきたプロジェクトチームが。そしたら、それは、再冷凍にあたるから、それはダメですと。で、冷蔵庫に移してくださいというふうに言った上で、自分たちの知識が間違っているのかということが不安になって、保健センター側からファイザー社へ問い合わせをされているというこの百条委員会での議事録を読ませていただく限り、そういうふうになっているんです。はい。だから、なぜ、そのプロジェクトチームが持って行って、説明をした時に、はなからもう間違っていますよ。ディープフリーザーから出して、保冷バック入れた状態でもうそれは、冷蔵ワクチン扱いせなダメじゃないですかと、もう冷凍庫入れた時点で、再冷凍ワクチンですから、使わんといてくださいと、本来は、ファイザー社から説明する必要があるんじゃないかというふうに考えています。そやから、その辺で、あの、この再冷凍ワクチンについては書き方が難しいなというように、私自身は考えています。以上です。

- 委員長（新澤良文君） 僕は、書き方は無茶苦茶簡単やと思ってます。というのはね、誰が責任があるかっていうのはもうこれ明らかで、このファイザー社については、虚偽の申請を、保冷ボックスと言うても2種類あるんですね。冷凍用と冷蔵用と2種類あります。ほんで、まあ、ファイザー社がその時にきちんと、指導していれば、この事件は起きなかったんじゃないしに、やはり本人たちがきちんと事実を基づいて聞いていれば、保健センターと同じような回答を得られたんじゃないかなと僕は思います。だから、あの、ファイザー社のコミュニティ政策担当者これ名前何やったっけな女性の方。後で調べますけども、15度より低い温度が保たれていたということですので、マイナス15度からマイナス25度であれば冷凍されておりますので、冷凍庫のでの保管で大丈夫ですってというようなこともおっしゃってます

からね、その部分を森下委員はおっしゃっているのがわかりませんが、ファイザー社ってというのは、移送までは預かり知らんことなんです、あの、そこまでは僕ちょっとあのファイザー社の人とも話してましたけども、ディープフリーザーから出して、その場で大体接種するというのを想定しているのがあって、その移送というのは、それは厚生労働省であったり、各自治体の問題であってね、製造メーカーはそこまでは感知しておりませんということをおっしゃっておいりました、移送ということに関してはね。だから、その一番重要視してんのは、温度設定においてということでございます。だから、その再冷凍ワクチンこそが一番簡単かなって思ってたんですけども、やっぱり、そのね、色々と意見が割れるんですね。こんだけ事実がわかっていてもってことなんですけども。証拠番号9番、これメディカル・インフォメーショングループ高橋さんですね。もう高橋さんも、高橋さんってほんでこれ名前何だったっけ、この人もずっともうだいぶ参ってました、高取町からの問い合わせでね。これ百条委員会出してもらうよっていうぐらいのことも、これもおっしゃりましたけど。で、この再冷凍ワクチンについても、では皆さんの見解で行くと、これは、なかなか百条委員会でも、調査報告書としてはまとめられないよと、誰が責任あるかわからないし、責任の所在も明らかにはできないっていう報告でよろしゅうございますか。どうやって、ほな、どうするんですか。マイクで言ってください。僕は、その、あの荒っぽく言うてるんですよ。言うてるように、2つの理由をどうこうということもそうだけでも。どうぞ。

○8番（新澤明美君） あ、今、その名前を併記するかということについては、今ちょっと割れてますね、でも、それ以外のことについては私一致したんじゃないかなと思って聞いてました。はい。だから、ちょっとそのことだけは、ちょっともう少し話し合わなくちゃいけないのかなと思います、それ以外については皆さん認識は私は一緒だと思ってます。

○委員長（新澤良文君） いや、あくまでも、僕と森下委員は全然違いますよ。僕は責任の所在はもう明らかやし、あの、これも報告書さえ書きやすいと思うし、ていうのは、その、あの、問い合わせたことにおいてもね、松本議員と僕とも違うと思うんですよ。松本委員は、その、まあ認識甘かったってということをおっしゃりたいのかな。僕はその認識が甘かったんじゃないし、あったことをそのまま報告したらいいだけのことやから。甘いも軽いもない。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） 先ほども言いましたが、事実を今調べてどうなのかって、調

べてきましたからね、今まで調べてきた中で、事実を文章にしましょうよ。そして、で、その事実に基づいて、責任の所在は違うというふうに分かれればね、それはまた議論になると思いますが、今事実確認をした中では、先ほどのその課長の問題以外については、私は皆さん一致をしていると思ってます。以上です。

- 委員長（新澤良文君） その事実ね、その事実は一致するもクソもね、事実は1つしかないっていうのは、これも明らかですよ。こんだけあの百条委員会で調べて、事実は一つしかない、これは明らかですよ。さっきのデータロガーが誰が段取りせえって言うたのかっていうのも、またこれ別の話で、これはもう証拠が積み上げてきてるから、事実は1つしかないですね。その事実はそうですね。ちょっとここで10分間休憩させていただきます。30分まで休憩させていただきます。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

- 委員長（新澤良文君） 再開いたします。はい、まずは、事実関係では再冷凍ワクチンは、まあ、一致したと、まあ、後、責任問題、責任の所在等々についてはね、また見解の違いということであるかもしれないですけど、まずは、そのこの再冷凍ワクチンにおける、まあ、事件、事故のこの報告書に記載するね、事実関係は、今、明らかになっている通りでございます。これをまた詳細に、まあ、議事録と照らし合わせながら、事実関係はどうでもいいんですけどね、あの、まあ、考えてまいります。何か他ご意見ございますか。再冷凍ワクチンについて、事実関係ここ違うよという部分、まあ、簡単に申し上げますとね、あの、保健センターに、からの移送にもおいて、問題があったと、その後、ワクチンを再冷凍してはいけないのに、冷凍庫に入れてしまったというところが、この、まあ、一番の問題で、そして、この一番のその原因というのは、この問い合わせた、問い合わせの方法ということになってくると思います。1の事案といたしまして、これざっと、今、午前中から委員の皆さん、お考えも聞かせていただきながら、まとめて参りましたけども、まあ、データロガーについてはちょっと難しいなど、で、再冷凍ワクチンについては、事実はこういうことであるけども、責任という問題については、明らかにできないという報告書になるのかなと、委員の皆様、責任明らかにできる。新澤（にいざわ）さんじゃあちょっと意見聞きかしてください。

- 8番（新澤明美君） 今からね、責任論について、議論は次の段階、今からするんですか。

- 委員長（新澤良文君） いや、誰がっていう部分に関してね、責任。

- 8 番（新澤明美君） 1 人ずつの全部、それについては。
- 委員長（新澤良文君） いや、1 人ずつの責任じゃなしに、この再冷凍ワクチンについてね、例えばですよ、問い合わせたのはどうこう、まあ、例えば、問い合わせたのが石尾で、この石尾の問い合わせの仕方が悪かったからこういうふうになりました、ああいうふうになりました、その判断をもとに、町長が再冷凍ワクチンを再接種ということになってきたということ。
- 8 番（新澤明美君） すいません。あのね、今言ったのは、事実はどういうことを問い合わせをして、どういう回答をしてきたということだけ、事実関係だけ、まず書きましょと、そのことについてはみんなで一致したのではないかと私は思いますと。で、それぞれの責任については、次の課題として皆さんが話し合っていたらいいと思ってます。以上です。
- 委員長（新澤良文君） だからね、その問い合わせた人間がね、石尾なんか、前田なんかというところにおいてもね、これは石尾でいいんですか、じゃあ。この形においてはね、まずは、電話はしたのは石尾やってことになってるんでしょ。それは、まあ、皆さん合ってますよね。で、これが、電話が石尾から前田に代わったかどうなんかっていうのが問題であって、代わったというような経緯はないんやけども、まあ、本人たちは代わったと言うてるということにおいてやけども、代わったというところも書かずに、石尾、問い合わせたのは、石尾が問い合わせたこうやっていくとでいいんですかね。それはそんでいいでしょ。
- 西川委員。
- 2 番（西川侑彦君） 言い合うつもりはありませんが、僕はそれでよくないと思ってます。以上です。
- 委員長（新澤良文君） ちょっと聞き取りにくかったんで、もう一度お願いします。
- 2 番（西川侑彦君） 先ほども申し上げた通り、僕は併記するべきだと思っているので、いいとは思っていません。以上です。
- 委員長（新澤良文君） じゃあ、この再冷凍ワクチンという大きな問題、事件の犯人ですよ。犯人がね、どっちかわからないと、これ事件ですよ。これ、完璧に。皆さんどう思ってるのか知らないけども。自分の子供だったらどうする、腹立てへん。これ問題があるワクチンということをね、わかってなくて接種された再冷凍ワクチンであればね、これあの町民の人も起こっても、あれかわからないけど、問題があるって言うて、これグレーなワクチンでしょ。問い合わせた、問い合わせた結果がアウトやっという報告もある中で、接種したんですよ、これ。これ事件ですよと僕

は思います。まあ、これは僕の主観です。だから、その皆さんがね、あの自分の子供たちとかにじゃなかったらいいっていうことも、そんなこと考えてると思いませんよ、皆さんはね優しい人たちなんで。あの住民の人のことも心配されてたと思いますしね、僕がね、あれだともう許さないけどねっていうことになってくるんだと思うんですけどね。だから、僕は許せないんですよ。町民の方大事やからね。皆さんも大事だと思いますよ。そやけど、まあ、誤解した、ちょっとした失敗やんか、辛抱してやってということになるんか。そこ俺も徹底的にも刑事事件として、議会としてもね、告発していくんかということだと思うんですけど、まあ、その辺は、また、あれですんで、この1の事案について、事案の概要については、責任の所在、電話したのはどっちかわからないという両方のことを書けってということかな、西川委員。前田あるいは、石尾。まあ、ファイザーとか県は石尾と言うてますけども、本人らは百条委員会の中で、前田が電話して、石尾やと言うてますと、この判断についてはどちらが本当なんかは町議会として、百条としては、判断できかねますってということなのかな。そういうことなんやね。はい。それは、西川委員の意見や。他の議員も打ち合わせOK。してないの。同じ意見やろ。わかってるよそんなん。じゃあ、あの、第2の各事案に対する、関係職員の関与及び責任、これも1つずつ細かくなってくるんです。これをね、あの、これを要は、1、令和3年7月11日にシリンジが1本余った事案、中川町長の高取町に対する損害賠償責任は、これ弁護士先生の記録、ちょっとさっと読ましてもらいますね。中川町長の高田町に対する損害賠償責任。2度打ちの可能性が否定できず、このために感染症検査及び抗体検査を本町が費用負担した実施して、実施したとしても、2度打ち事態はワクチン接種従事者のミスであるから、中川町長自身が検査費用について、高取町に対し損害賠償責任を負うことはない。2といたしまして、中川町長の政治責任。令和3年7月11日の事故発生当日に、中川町長を含む町幹部が対応を協議したものの、最終的に中川町長の判断により、事件の発生の公表も、特段の措置を講じることも見送られた。その翌日の同月12日午前、東副町長、芦高総務課長、石尾総合政策課長の3名で、町長室に行き、前日の決定の再考を求めたが、中川町長は一旦、昨日僕が決定したことですからと述べ、再考を拒否した。(令和3年9月29日議事録20ページ石尾証言、令和3年10月5日議事録43ページ芦高証言、令和3年10月19日議事録42ページ東証言)が証拠としてございます。その際に、中川町長は激しい口調であったと東副町長は、榊井福祉課長に伝えている。これは令和3年10月5日議事録23ページ榊井証言でございます。そして、中川町長自身、な

んでこのことを、その時に、即時に対応せず、今議長がおっしゃったように、結果的に、隠蔽したと言われても仕方がないふうに思っております。もう、ただただ反省とお詫びのみでございます。本当に申し訳ありませんでしたと述べていると令和3年10月11日議事録72ページから73ページ。2度打ちの可能性があり、それによる感染症のリスクが否定できない中、事項を即座に公表せず、特段の対応も取らなかった上、再考を求める部下の進言も拒否、拒絶し、マスコミ報道に押される形で、感染症検査及び抗体検査を10月12日以降という事故発生後、3ヶ月経過した後に実施したことについて、中川町長が一定の政治責任を負うことは避けられない。まあ、まず中川町長の部分でございますが、この各事案に対する関係職員の管理及び責任の部分は、中川町長の部分、ここまでで何か、これが違うよと。まあ、これも先ほど、午前中に、森下委員がおっしゃったように、この前後の経過、証言も細かくね、記載させていただいて、調査報告書にはまとめさせていただくんですけども、まずは、この山下弁護士が法律家の観点から、ここが問題ですよと指摘されている部分、ここまでについて何かご意見がございましたら、お受けいたします。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） ちょっと認識を統一しておかなければいけないかなってところが1つあって、2度打ちと空撃ちの差、あの、まあ、書くにあたって、もちろんあの報告書を上げていくにあたって、2度打ちであったり、空打ちってところの表現をしていくと思うんですけども、2度打ちってというのは、一度注射したシリンジで、薬液を注入して、もう一度違う人に打つってというのが2度打ちっていう認識で間違いないですか。

○委員長（新澤良文君） もちろんそうです。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） ということは、この7月11日の案件ってというのは、空打ちの可能性っていうことにはなってきますよね。

○委員長（新澤良文君） 2度打ちと空打ちと、僕はそんな大差ないと思ってるんです。そのまあ2度打ちってというのは、人に使ったワクチン。うちもこの前もあったんですけどね。うちでもありました。どこの自治体でもやってるんですけど、やってはいけないんですけど、やってしまっている。もう信じられないんですけどね。でも、こういうことはあった、でも、この2度打ち、空打ちってというのが、認識云々っていうことをおっしゃいますけども、これ2度打ち、空打ちっていうどちらのケ

ースにしてもね、これわからないんですよ。どっちにしても、何の証拠もない。だけでも、行政としてはね、やらなきゃいけないという対策をやらなかった、怠ったという部分において責任だっていうことで、おっしゃってると思うんですが。はい。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 細かい話で申し訳なかったです。これに関しては、表現の問題かなっていうところだけなので、また、あの認識のところだけ、また統一して書いていたらなっていうふうに思います。後、下から、5ページの下から4行目のその際に中川町長は激しい口調であったと東副町長は榊井福祉課長に伝えている。これ、あの議事録にももちろん載ってるんですけども、ちょっとこの部分、あの、時系列が雑になってしまっているかなっていうところがあって、東副町長、その5行上の東副町長、芦高総務課長、石尾総合政策課長の3名で、町長室に行ったのが午前中で、その後、榊井福祉課長が行かれたのはもう夕方になってからっていうところなので、もう少しあの丁寧な表現にした方がいいかなっていうふうには思いません。

○委員長（新澤良文君） 他にございますか。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 6ページですね、(3)の他の職員の責任ということで、他の職員は中川町長の判断に従ったものであり、再考を求める進言をしていること等も鑑みると、責任。

○委員長（新澤良文君） ちょっとごめなさい。僕耳悪いんで、もう少しゆっくりと丁寧をお願いいたします。

○3番（谷本吉巳君） (3)までは行ってませんか。

○委員長（新澤良文君） 申し訳ないですけども、2までしか行ってません。

○3番（谷本吉巳君） すいません。

○委員長（新澤良文君） では、他ないようですね、あの、じゃあ、3行きますね。

あの質問あるみたいなんで。(3)ということで、他の職員の責任、他の職員は中川町長の判断に従ったものであり、再考を求める進言をしていること等も鑑みると、責任を問うことは、妥当ではないと考えられる。これを言いたかったんですね。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 私の意見なんですけれども、他の職員の責任は問うことはないということなんです、問われることはないということなんですけれども、シリンジが1本余ったという報告を榊井課長が受けて、そのことを総括参事に報告した段

階で、調査しなさいというふうに言われていたにも関わらず、調査をしなかったということは、私は責任を問われるのではないかというふうに思います。後、まあ、この責任云々というのは、そこまで問われるかわかりませんが、その会議の中で、どういう発言をされたのかは、まあ、松本保健師の伺いでしか知り得ることができないんですけれども、何も発言せずに、町長が決められたことを賛同したということであれば、まあ、責任まで問われるかどうかかわかりませんが、まあ、微妙かなというふうに私は思います。以上です。

- 委員長（新澤良文君）　じゃあ、次の機会でも、武平参事呼びましょうか。はい。武平参事に直接聞いていただければ、そのそんな大したことじゃなかったんです。電話あったんで、あのちゃんとしてくださいねっていう程度でしか言うてないんですっていうふうなことしかおっしゃってないんですよ、僕が電話したときに。だから、その武平参事に来ていただいてね、榊井課長にちゃんと指示したんか、してないのか聞いていただいてもいいのかなと思うんです。というのはね、その時には武平参事の横には町長がおったらしいです。だから、その、そのことも、その、すぐに町長にも報告させてもらったんやということで、その時に、町長も知り得た。僕、その大きな括りで言うならばね、職員の人にはちょっときついかもしれないけども、この事案を知っていながら、この週刊新潮の記事になるまで黙った職員は、全員責任があると僕は思いますよ。これはね、まあ、それが黙っていることが耐えられなくなって、週刊新潮に告発という形、リークっていう、リークっていうか、告発というかという形で、記事をね、文章を出されたっていうので、これ週刊新潮は取材することになってっていうことになるんでしょう、なるんやろうけどもね、その方たちを除いてね、他の人ら。じゃあ、その時には、町長に進言しましたって言うても、この感染症のリスク等々は、消えてないわけなんやから、その時に、町長に進言して、強い口調で断られたからって言うて、引っ込んで、引き下がってるんですよ。だから、進言したから責任ないんですっていうようなことでは、僕はないと思いますよ。これ皆さんどう思われます。僕は、だから、その知ってる、進言した人たちも僕は責任あると思いますよけども。黙ったっていうのは感染症のリスクがあるから、他のリスクはなければね、申し上げませんが、やっぱり2度打ちの可能性、これもあくまで可能性ですよ。可能性があるんやから、行政としたらやらなきゃいけないことあるでしょっていうことなんです。

新澤委員。

- 8番（新澤明美君）　もう、すでに、他の議員の方もおっしゃっておられるように、

私も同様で、そこに話し合いに参加した管理職等の皆さんのやはり責任というものは、私はあると思っております。その後の対応もできてないってということも含めまして。それとですね。特に、専門家である保健師の方からの助言に対して、お話を聞かないということは、ちょっとありえないなというふうに私は思っております。

○委員長（新澤良文君） まあ、職員に厳しいことばかり僕言うてるわけなんですけどね、まあ、この部分においては、同意していただけますかね、皆さん。あの、僕その感染症というリスクはなければね、まあ、抗体も、抗体もそうなんですけども、あれなんですけども、いやいや自分の言うて、言うて断られたから、ごめんなさい、責任を果たしたというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんです。次、ちょっと他の責任、僕は職員、知った職員は、全員責任があると僕は思いますけどね。どうですか。調査報告書。

森下委員。

○7番（森下 明君） 7月11日事案につきましては、7月11日当日、夕方の会議に参加した職員は、全員責任あると思います。はい、その場で松本保健師はきちっとした対応について発言しております。その発言を受けながら、そのように動かなかった職員については、同じように町長以上に私は責任あると思います。その時点で、みんながその意見を共有して、動いておるとというのが、ワクチン接種事業に携わった人間としては当たり前ではなかったのか。それが最終的には、もうなんかゆるい感じで流してしまっていて、最終的には町長に判断仰いだ。町長の責任や、こんな話はないというふうに思います。

○委員長（新澤良文君） あの、ここはね本当にそうやと思います、感染症の可能性があるんやからね。次に。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） すいません。先ほどから出ている通り、会議出た職員っていうのは、責任があると思ってます。証言拾わせていただいても、東副町長も重大事案と認識していたが、積極的に発言していない。武平総括参事も電話連絡する必要があると考えていたが、積極的に、会議の中ですよ。積極的に発言していない。芦高総務課長も自分から様子を見た方がいいという発言はしていない。榊井福祉課長、重大な事案だと認識していたが、積極的には何も言っていませんと証言しています。まあ、ここら辺からも、やっぱり参加してた課長クラスの責任者っていうところが、あの消極的だったっていうところは見て取れるのかなと思っています。後、もう1点、伺い書の件ですね。先日からお伝えさせていただいている伺い書の件で

すけども、午前中、12日の午前中に、東副町長と芦高総務課長、石尾総合政策課長が町長室のところへ行って、その中で、町長から強く追い返された形になってしまって、夕方に松本保健師があげた伺い書を持って榊井福祉課長が、芦高総務課長と東副町長とお話しした時に、結局、そこで突き返した部分があったと思うんですが、あの部分に関しては、何かしら、やはり責任は大きいと思うので、そこが法的に、どう判断されるかっていうところはもう一度整理する必要はあるかなと思っています。以上です。

- 委員長（新澤良文君） 法的には責任がないという法律家の判断でね、あのこういうふうな形になるんですけども、弁護士判断ですよ。これも弁護士10人をおつたら、10人が違う意見なんかはわかりませんが、弁護士の先生は、この議事録あるいはこの前後のこと、僕もこれ、あの事前にね、あの、打ち合わせじゃないけども、これ退院したその足で、頭のね、退院したその足で弁護士の先生を行かしていただいて、話しさせてもらった時に、僕はもう皆さんに今お伝えしてるように、知ってる職員は全員責任あるっていうじゃないですかということも、先生にだいぶ言いましたけども、いやこれもう法的には、この証拠ね、今出てる証拠においてはね、法的には責任には問えないというのが、法律家の意見でした。だから、その法的には責任が問えなくても、僕はその議会としてはね、調査報告書の中で、責任を問うということで報告してもいいと思いますけども。それはもう法律家の山下先生と見解とはまた違っても、これは問題はないと思いますので、調査報告書の中には、知ってる職員は全員責任があるということで、そういう形で書かせていただこうと思います。よろしいでございますか。では、次に、2番令和3年7月21日、再冷凍ワクチンを接種した事案について、まあ、先ほども議論をしたんですけども、ちょっと軽く読まさせていただきますね。中川町長の高取町に対する損害賠償責任。ア、令和3年7月21日の再冷凍ワクチンの接種は、中川町長の誤った判断によるものであること。中川町長は再冷凍ワクチンに該当するか否かについて、プロジェクトリーダーの石尾総合政策課長の見解を採用し、松本聖子保健師の見解を退けたことについて、その時の判断が誤っていたと申し上げるしかございませんと証言している。（令和3年10月11日百条委員会議事録81ページ）また、東副町長は、7月19日に、松本保健師から報告を受けた事項を、口頭で町長に伝えた。令和3年7月20日付、植山保健センター所長起案伺い書も自分のところに回ってきたので、起案文書を持参して、町長に再度こういう報告がありますと確認を取ったが、やはりプロジェクトチームの意見を採用するとの決定だったとの旨を証言している。

(令和3年10月19日議事録51ページ) また、中川町長は7月21日に使用したワクチンが再冷凍に当たるという認識を抱くにいたったのは、10月9日頃だと証言している。(令和3年10月11日議事録79ページから81ページ) 以上からすれば、令和3年7月21日に再冷凍ワクチン264本をリベルテホールで接種に使用したことは、中川町長の判断に基づくものであることは明らかである。中川町長の判断に過失があること。中川町長は自らの上記判断の根拠について、7月21日にリベルテホールで接種したワクチンにつきましては、申し上げていますように、再冷凍ワクチンに該当すると思います。そういう意味で、7月の段階では自分自身の認識はございませんでしたし、そこまでまだまだ勉強できていなかった。根拠というのはお叱りを受けるかわかりませんが、今の段階では思い出すことはできませんと述べている。令和4年1月31日議事録8ページ。すなわち、中川町長は、再冷凍ワクチンに該当する条件等に関する知識がないまま判断し、その判断の根拠を思い出せないと述べるものであるが、思い出せないということは記憶に残るほどの特段の根拠がなかったということということと等しいと言わざるを得ない。また、中川町長の判断の根拠を聞いたことのある職員は誰もいない。令和4年2月15日議事録8ページ松本証言、72ページ石尾証言。したがって、中川町長の上記判断には、特段の根拠がなかったものと言わざるを得ず、中川町長の判断には過失がある。ウ、損害額、中川町長は291人に対する抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えられたことになり、これは以下の計算式により279万4051円となると、費用総額2691万3149円、証拠番号17。×291人、これどういう表現してるんや。2803分の291人ってことやね、は279万4051円、この計算式、弁護士の計算式というのをちょっと僕もちょっと理解できないんですけど、法的にはこういう計算式を取るようでございます。まとめといたしまして、以上、中川町長は自らの過失によって、本町の財産財産権を侵害したものであることから、これによって生じた279万4051円の損害を賠償する責任を負う、民法709条。合わせまして、中川町長の政治責任、1の損害賠償責任に伴う、政治責任には当然あると考えられる。3、他の職員の責任、他の職員は中川町長の判断に従ったものであり、責任を問うことは妥当ではないと考えられる。ただし、令和3年7月16日にワクチンを保管している保健センターの超低温冷凍庫から取り出し、保冷バックに入れて接種会場であるリベルテホールに運搬し、冷蔵室ではなく冷凍室に入れた町職員の行為が令和3年7月21日の再冷凍ワクチン接種のそもそもの原因であることから、この運搬及び保管に関わった町職員(石尾総合政策課長、前田

総合政策課長補佐、江口主査、濱坂保健師、藤原保健師)にも道義的な責任があることは指摘しなければならない。まあ、あの、再冷凍ワクチンの事案については、ここまででございますが、ここまでで何か意見がある方ございましたら、お受けいたします。

西川委員。

○2番(西川侑壱君) 7ページのあの計算式なんですけども、僕もこれ何の数字かになってというのがちょっと理解できてなくて、さすがに議員としてその報告書を上げる以上、この数字の根拠っていうのを知っといた方がいいかなと思うんですけど。

○委員長(新澤良文君) はい、じゃあ、あの、新田局長の方から説明させます。

○議会事務局長(新田靖幸君) 失礼いたします。それでは、報告書案の7ページ、今、西川議員がおっしゃっておられる計算式についてご説明申し上げます。まず、279万4051円になるという根拠で、費用総額2691万3149円と申しますのは、こちらにも書いてます通り、証拠番号17番で示した今回の一連の事象に対して、町が支払った金額、総額でございます。それに対しまして、×291人ってというのは、今回のこの7月21日の再冷凍ワクチンを接種した事案にかかる人たち、それから2803人というのは、今回この一連のすべての関係した人が283人という総数です。ですから、2803人に対して、2回抗体検査だと両方の検査を受けておられる方もおられますけれども、2803人の総数に対してかかった総額が2691万円やったと。で、その中でもとりわけ7月21日の事象に関係した人が291人だったので割り戻したという計算式になっているのではないかとというふうに思っております。以上です。

○委員長(新澤良文君) 西川委員。

○2番(西川侑壱君) ありがとうございます。今のでわかったんですけども、ただその観点で行くのであれば、一番最初に7月11日に2度打ちで、まあ、肝炎等などの感染症検査と抗体検査した方っていうのも対象になってくるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうですか。先ほどたしかに当たらないって書いてあったんですけど、あの、当たらずにいいものなのかっていうのが僕はどうしてもわからなくて。逆にもう7月11日の方が、僕はすごく大きい事案かなと思ってたので、そこでかかった費用分も損害賠償としてはかかってもおかしくないのかなというふうに思ったんですよ。

○委員長(新澤良文君) 僕もそれはもう西川委員と一緒に、この7月11日の事案においてもね、これも町長の責任という部分、まあまあ、他の職員も責任というこ

とで、先ほど議員の間でもあったけどもね。あの、この検査費用においてもね、感染症検査、抗体検査、両方の費用ね、これは町長の責任だと思いますよ、僕も。だから、それは、それで、また計算式出して、これも議会としては、責任あるとしてもいいんじゃないですかね。もう一回局長に説明しなおしてもらいますね。

○議会事務局長（新田靖幸君） 291人は抗体検査を必要とされた方ということになりますので、7月11日分も入るということになります。すいません。先ほどは、7月21日と分に関しての291人というふうに申し上げましたが、すいません、間違いです。抗体検査をされた方。はい、抗体検査が必要であった方が291人ということですよ。申し訳ありません。

○2番（西川侑壱君） すいません。それであれば、感染症検査はこの計算の中には入ってないんですか。

○委員長（新澤良文君） 後ほど出てくると思います。

○2番（西川侑壱君） あ、本当ですか。後ろの方にもまた、違う計算式書いてあったと思うので、そこでやったんですかね。ちょっと、僕もそこまで読み込めてなくて、申し訳ない。

○委員長（新澤良文君） 全体的に2000万ぐらい町長に払ってということで、まあ、後で出てくると思います。

○2番（西川侑壱君） わかりました。すいません。

○委員長（新澤良文君） でね、これ、こういう形で、責任等々、他の職人の責任は、石尾、前田、江口、濱坂、藤原ってということなんやけども、僕これは違うと、僕ちょっと、まあ、職員に厳しいって言われるかもしれないけども、これそのプロジェクトチームと保健センター双方の報告書を知っていた職員というのは、幹部職員というのは、これも責任あると思いますよ。これあの普通考えれば、普通考えればっていうとまた怒られますけども、僕があんまり普通じゃないんで、怒られるのかもわからないけども、一般的に考えればね、保健センターのような専門職の方とずぶの素人で、まあ、ざっくりとした感じの質問しかしてないプロジェクトチーム、どっちを採用するかということにおいてね、いや、町長そうと違いますよと、この子らの話を聞いた方が言っちゃいますかという進言は、その時も進言すべきだったし、僕は一番不思議なのが、町長にも質問させていただいたんですけども、町長、このプロジェクトチームの意見を採用するにあたってね、双方の意見は聞いてない、あれしてないということなんですけども、質問内容を聞きましたかということも質問したんですけど、それもちょっと町長の記憶がね、よく記憶を失われる方なんで、

記憶にございませんということなんで、そうなんやけどもね、普通ね、普通っていうのは普通じゃないんやけども、普通こうやってグレーなとかいうか、本当に極めて使ってはいけないんじゃないかというワクチンだったという認識があるからもう一度調べるようにという指示を出されると思うんですけども、調べるようにという指示を出されたのであれば、どういうふうな問い合わせしたのかということも普通は聞くと思うんですよ。まあ、その辺は町長もしかり、副町長もしかり、このね、あの幹部職員、このことに知ってた幹部職員も全員同じように責任があると僕は思いますけども。なんか他、意見のある方いらっしゃれば。

谷本委員。

○3番（谷本吉巳君） 私も委員長と同じ意見なんですけれども、あの、そういう不適切なワクチンであるかどうかを問い合わせる場合は、当然書面にして、こういう質問内容でどこそこ県並びにファイザー社に問い合わせしてよろしいですかというところと当然起案をして、町長まで決裁あげて、町長の決裁をいただいて、あるいは文書で送付するなり、まあ、電話でもまあ仕方ないかわかりませんが、両方併記するとか、FAXを送るとか、で、後は書面で回答をもらうということで、報告だけね、問題ないですよという報告をいただいたことだけを報告しているということは非常に私は問題であるということで委員長と同じ考えと、以上です。

○委員長（新澤良文君） もうね、谷本委員は、もともとね役所の職員だったんで、もう起案、起案っていうのをよくおっしゃるように、僕もそうだと思うんです、その部分は。だから、そのどうも僕、この、この事案を考えた時に、あの、これはまた僕の主観って言うてお叱りを受けるのかもしれないですけども、この再冷凍ワクチンとして廃棄しないで使えるように、なんとかこれ使えるように、誰が主導したのかもしれないですけどもね、そういう形でしたんじゃないのかなとということが見受けられるんですよ。だから、この、この部分においては、これ町長もね、あの、責任はあるやろけども、僕はその幹部職員にも大きな責任があると僕は思います。だから、これも弁護士事務所行った時に、これ他の職員の責任はないって考えて書いてますけど、石尾とか、前田とか、当事者以外はね、これあるでしょうって言ったら、法的には当たらないらしいんですね。だから、それが、まあ、議会としてね、調査報告書でどういうふうな表現にするのかというのは、これは知り得た幹部職員というのは、僕は町長と相応の責任があると思いますが、まあ、それはね、まあ、だから、普通、谷本委員、僕から逆聞きたいんですけど、普通こういう事案は起案して伺い書等々作りますよね。だから、これをしてないっていうこと自体が、なん

かその隠し事っていうかその変なあんなんかその意図的なものを感じるんですよ。まあ、これも憶測で主観というたら、また怒られるんですけどね。僕の主観です、はい。なんか、その、前に、どなたかが発言されてましたけども、この再冷凍ワクチンみたいなんは別に捨てたらいいんやから、こんなん隠す必要はないやんかっていうこともあったんやけども、この当時のね、社会情勢からすると、この再冷凍ワクチンというのはボンボン出てきたよ。このちょっと前に明日香の方でも何かその不適切なワクチンがあったということで、ニュースになってましたけどね。このニュースになることを嫌わはったんかなっていうのが、これも憶測ですけどね。何かこの件でございましたら。いや、あの谷本委員と僕は、他の職員の意見を問うであれやけども、その他の職員ってどこまでいきますか。僕は知ってる職員は全部やと思ってたんですよ。いや、この、いや、運んだ職員以外にね、問い合わせる行為自体はね、やっぱり保健センターの問い合わせの内容とね、プロジェクトチームの問い合わせの内容を双方の内容を知ってる奴は、知ってる奴って言うたら怒られるわ。これ知ってるものは、責任あるんじゃないですかって僕は思うんですけどね。

新澤委員。

○8番（新澤明美君）　ちょっと、私、今、ちょっと今そんな問われてちょっと迷ってるんですが、そのファイザー社がOKと言っていることに対して、詳細な調査をせずに、町長が判断に踏み切ったっていうのも大きな間違いやと思っています。だから、そこをもうちょっとこういうふうに調べなくちゃいけないというふうに、まあ、知っている人たちは、課長級は、言うべきやったと思ってるんですが、そのファイザー社が言ってることが間違いないというふうに思ってたんだろうなというふうにね思いますね。でも、そのやっぱ、あの保健師がおかしいと言うとることに対して、やはり再確認っていうできなかったという、まあ、一番の町長の責任はすごく重いというふうに思うんでね、どこまで他の職員のね、責任をここで、責任はあるということは書いたらいいと思うんですけどね、はい、ほんで取り扱いをした人たちはさらにもう1つ重い形での責任も問われるのかなというふうに思っています。はい。

○委員長（新澤良文君）　あの、森下さん、ちょっといいですか。あの、新澤（にいざわ）委員、僕ね、あの、ファイザー社のことを信用してっておっしゃるんですけどね、ファイザー社のこと信用するんであれば、どういう質問したのかっていうことを聞くでしょ、普通は。どういう質問して、ファイザーOK言うてますって、接

種しても、これダメかわからないということで、一旦保留にしてね、使えるか、使えないかっていうジャッジをするために問い合わせてる、問い合わせさせてる訳じゃないですか。OKと言ってます、使っても、接種してもいいと思いますって言うたら、どういうふうな質問したんやっていうこと普通はね、町民の人に接種するんやから聞くじゃないですか。それ聞いてない、ましてもう一方の方は、ダメですよ、再冷凍に当たりますって現場の保健センターの方が言うてるにもかかわらず、こっちの方採用するっていう判断にいたったという経緯をね、知ってる職員はみんな責任あるんじゃないかと思う。

森下委員。

○7番（森下 明君） このままいきますと、この再冷凍ワクチンについては、これを使うことに踏み切った町長のみには責任があるようになってしまいます。これでは、何のために我々百条委員会で審議したのかわからんようになる。この再冷凍ワクチンについては、一番初めに町長がそういうグレーなワクチンが廃棄しなさいというふうに指示したという証言があります。濱坂保健師やったかな、藤原保健師かどっちかが、そういうふうに町長はおっしゃりましたというふうに証言しています。にもかかわらず、このやっぱり自分たちのミスによって、廃棄しなければならなくなったワクチンを使いたいというふうに思ったというのも職員としては、心情としては、まあ、考えられるからなあ、いや、あの、肩持つわけやないですよ。そやから、自分たちがしたことによって、廃棄しなければならぬワクチンを何とかこれ、ちゃんと聞いたら使えるのと違うかなというふうに思った職員がおる。それによって、問い合わせをした、これはそやから先ほどまでの話の中で、初めは松本保健師がファイザー社へ確認するという事になってたはずのやつをあえて自分たちがファイザー社へ問い合わせたということからも、その辺は明らかであろうというふうに思います。そうなってくると、ファイザーの回答がどういうことであれ、この人たちには相応の責任があると言わざるを得ないというふうに私は思います。

○委員長（新澤良文君） 森下委員、もうちょっと。あの、だからね、僕は言うのはね。あの、お座りください。あの、全く同じことなんです。だから、この現場として、プロジェクトチームが問い合わせた。で、保健センターが問い合わせたということなんやけども、この保健センターが問い合わせたことについてね、まあ、副町長は、あんた何勝手なことしてんねっていうのはことも言うてるんですよ。逆に言うとね、普通で考えたら、また普通っていうか怒られるかもしれないけども、普通で考えたらば、こういう、そのどっちか分からないようなことをね、保健センタ

一が重ねて聞いていただければ、あんたらようやってくれたなっていうようなことじゃないですか。あんたらいらんことしいなやって、こっちで調べてるのになって言うて、で、こっちで調べてる内容を、じゃあ、質問内容知ってるんかって言ったら、いや、そこを聞いてませんってそんなこと言ってるでしょ。いや、こういう形で、きちんと現場のことであって、あのきちんと、あの質問して、そのちゃんとした回答を貰ってるからこそプロジェクトチームを採用するんやっていうことでもないじゃないですか。だから、僕はこの副町長並びに、このことに関わったね、幹部クラス、職員、全員、責任あると思うんですけど、どうですか。

森下委員。

○7番（森下 明君） これちょっと全員というのは、気の毒かな。ある意味、そやから、そういう意味では、そういうことで保健センターの問い合わせを否定した副町長、もうここでもはっきり言います、副町長、そして、ファイザー社へ問い合わせ、これを使うことにいたった、石尾、前田、この3人には相応の責任があると言わざるを得ないと思います。

○委員長（新澤良文君） ここはね、ちょっと、あの責任の、職員の責任については意見の分かれたところもあるんですけども、まあ、少なくともね、現場の職員だけではなしに、あの知っていた職員、幹部職員にも責任はあると、ここで止めとったらね、止まとったんやから、あの、普通は保健センターが調べてきたら、あなたはどんな言われたんって聞きますよね。こっちいい言ったのに、こっちあかんって言われたん。それやったら、ちょっと町長とまた話すわとこうなるじゃないですか、普通は。まあ、人間関係ね、ここが一番人間関係が、あの、険悪な関係だったというところが、町民にとっては、不幸だったんですけどもね、あの、好きも嫌いも関係ないじゃないですか。そういうのは仕事の現場のことはなんやから。だから、そういう部分で、保健センターの話を書かなかったというのも、僕もなんでかって言うほど理解できない。まあ、この件については、あの、法的には、石尾、前田、江口、濱坂、藤原に道義的な責任があることは指摘しなければならないんやけども、まあ、町長以外には、まあ、ファイザーに問い合わせたことに対して、注意をした副町長は責任があると、これでよろしゅうございますかね。石尾と前田は出てるんですよ。まあ、道義的責任ですかね。何か他、意見ございましたら、ないですか。あの、ちょっと休憩しましょうか。3時半まで休憩します。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時31分

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。再冷凍ワクチンについてはね、まあ、あの、もう少し意見をまとめていかなければいけないかなというところもございますが、今日のところは、一旦、この件については、保留にさせていただいて、3番の方に行かしていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。3番令和3年7月18日以降、データロガーが設置されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種した事案、(1)職員の高取町に対する損害賠償責任、ア、事案の経緯、江口主査によるデータロガーの取り外しと棒温度計の設置、江口主査は本議会の求めに応じたデータロガーの内部に蓄積されていたデータを印刷した文書、証拠番号14を提出した。これによれば、データロガーが少なくとも令和4年7月16日午後2時29分までは、リベルテホール設置の家庭用冷蔵庫に設置されていたが、同時刻に、データロガーが途切れたことが明らかである。江口主査は棒温度計を同月17日に設置したと証言している。(令和3年9月29日議事録17ページ) また、江口主査は、データロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管されていたワクチンが、7月18日、同7月25日、同月28日8月1日、同月4日、同月8日、同月11日、同月15日、同月18日の合計9回使用されたことを認めている。令和4年2月16日議事録36ページから37ページ。以上の事実からすれば、江口主査は令和4年7月16日にデータロガーを外し、翌同月17日に棒温度計を設置したものと認められる。なお、江口主査は令和4年2月15日の百条委員会でデータロガーを外したのは、令和3年7月21日だと証言したが、令和4年2月15日議事録37ページ、その翌日同証言を訂正し、松本保健師の証言に合致させる形で、外したのは20日だとする文章を本議会に提出した、証拠番号15。しかし、この証言は江口主査が令和4年7月16日にデータロガーを外し、翌同月17日に棒温度計を設置したとの上記認定事実と整合せず、また、江口主査の証言内容が、合理的な理由なく、返還、なんて読むん、偏見、変遷か、変遷しているため、信用できない。また、松本保健師は令和3年7月20日頃、リベルテホール設置の家庭用冷蔵庫に入れていたデータロガーが故障しているかもしれないとプロジェクトメンバーの江口主査から言われて、保健センターでデータロガー2台を預かり、故障をしているかどうか調べた。私が確認したところでは、2台とも相応の数値を示しておりましたので、接種業務に必要な備品であるということで、直ちにチームに、チームの方にお返しさせていただきました旨を証言しているところ、令和4年2月15日議事録8ページ、上記認定事実からすれば、松本保健師がデータロガーを預かった地点では、そのデータロガーは、既

に、リベルテホールの家庭用冷蔵庫から外されていたものと認められる。イ、江口主査によるデータロガーの取り外しと棒温度計の設置の理由、江口主査は令和3年10月5日の百条委員会で、先日、データロガーを外した経緯について、データロガーで家庭用冷蔵庫につけると正確な温度が出てしまう可能性があるのでは外したのですかという質問に対しまして、ご質問をいただいたと思っています。記憶がなく、うまくご説明できませんでしたが、記憶を整理いたしまして、他の意見を、話を聞く中で思い返しますと、そういったお話をしてしまったかもしれない思いにいたりましたと述べている。令和3年10月5日議事録54ページ。これは令和3年9月29日の自らの証言を補足、または、補正するために、自ら申し出て証言したものであり、その信用性は高い。したがって、第1事案の概要でも述べた通り、江口主査は令和3年7月15日から16日にかけて、データロガーで、家庭用冷蔵庫の庫内温度を測定したところ、庫内温度を2度から8度に保つことができず、当初はデータロガーが故障していると疑ったがそうではなく、そのままデータロガーを家庭用冷蔵庫に設置しておく、2度から8度の間に収まらない正確な温度が出てしまって都合が悪くなる可能性があるかと判断し、データロガーを外し、代わりに棒温度計を設置して、温度管理をすることにしたものと認められる。なお、江口主査は棒温度計での温度管理が植山保健センター所長の証言によるものであると助言しているが、令和3年9月29日議事録17ページ、植山保健センター所長は私自身江口さんの方から棒温度計を使用することについて、相談された覚えがございませんとこれを否定している。令和3年12月13日議事録58ページ。また、松本保健師も保健センターの保健師からプロジェクトメンバーに対し、リベルテホールの家庭用冷蔵庫にデータロガーが付いていなくても問題ない、あるいは棒の温度計で代用できる等と言ったことはない旨を証言している。令和4年2月15日議事録9ページ。当時から保健センターでは、超低温冷凍庫にデータロガーを設置して、厳格な温度管理をした状態でワクチンを保管していたところ、そのような厳格な温度管理をしなければならないことを熟知している保健センターの保健師が、江口主査が証言するような助言をするとは到底考えられず、江口主査の上記証言は信用することができない。また、江口主査は7月16日の夕方に、棒温度計を役場の中で探したんですけども、見当たりませんでして、翌日17日に私の近所のホームセンターで自費で購入しておいたものです。これは令和3年12月9日議事録26ページと証言している通り、棒温度計を町費ではなく自費で購入している。これは公務員の対応として、極めて異例であり、植山保健センター所長の助言に基づくもので

あれば、このような対応は取らなかったはずである。自分自身の判断に自信が持てなかったため、町費で購入することを躊躇し、自費で購入したと考えるのが自然であるというふうに、まあ、江口主査の問題についてのことをここまで山下先生はおっしゃっておるんですけども、この点について、意見のある方いらっしゃれば、お受けいたします。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） すいません。複数箇所あるんですけども、大前提が、事案の経緯ってということなので、その考えを入れるべきではないかなってところは思っている次第です。例えば9ページの上から4行目江口主査は、令和4年7月16日にデータロガーを外し、棒温度計を設置したものと認められる。まあ、ここまでは、あの、事実だと思います。なお、江口主査は令和4年2月15日の百条委員会でデータロガーを外したのは、令和3年7月21日だと証言したが、その翌日同証言を訂正し、保健師の証言に合致させる形で外したのは20日だとする文章を本議会に提出した。しかし、この証言は江口主査が令和4年7月16日にデータロガーを外し、同翌同月17日に棒温度計を設置したとの上記認定の事実と整合せず、また、江口主査の証言内容が合理的な理由がなく、変遷しているため、信用できないとかってというのは、ちょっと事実ってところに入れるべきではないかなと思っております。

○委員長（新澤良文君） 信用できないのは事実でしょ。

○2番（西川侑壱君） いや、えっと、それは、それはそれこそ、だから、各委員であったりだとか、委員長であったり、副委員長ってところの、それこそ主観、あの、もちろん山下弁護士もそうなんですけども、主観ってところが入ってくるので、ここ事実の経緯を、事案の経緯を書くところなので、こういう、もちろん発言にあるところは、書いたらいいと思うんですが、こういうことはちょっと書かない方がいいかなと、同様に、次の10ページの、10ページの上から5行目の、5行目から14行目までのところですね。データロガーを、一番最後のところだけ読みます。データロガーを外し、代わりに棒温度計を設置して、あ、違うもう1個上か、あの、まあ、なんせ、この、この文章からすると、都合が悪くなる可能性がある判断しとかってことは入れない方がいいのかなというふうには思っています。また、11ページの、10ページから11ページにかけてのところなんですけど、そのような厳格な温度管理をしていなければならないことを熟知している保健センターの保健師が、江口主査が証言するような助言をすることは到底考えられず、

江口主査の上記証言は信用することができない。これも事実ではないとは、事実というか経緯ではないと思います。最後に、公務員と、公務員の対応としては極めて異例であり、植山保健センター所長の助言に基づくものであれば、このような対応は取らなかったはずであるというのも事実とは違うかなというふうには個人的に思っています。ここ事案の経緯を書くのであれば、こういう文章っていうのは、ちょっと修正した方がいいかなと思います。

○委員長（新澤良文君） あのね、あの、まあ、江口主査がこうであったであろうというね、山下先生の、まあ、いうところの主観なんかということもあってくるかもしれないけども、で、あるならば、なんでこんなことしたいんやっていうことも不思議で、この温度管理不適切のワクチンは、約町民2000人ぐらいかな、の方に接種してしまったという大きな問題でございます。このデータロガーの証拠も提出させてもらってるんですけども、証拠番号14番でもそうなんですけども、なぜにこのデータロガーを外して、棒温度計にしたかっていうところにおいてはね、あの、まあ、何らかの考えがあったからやったんやろうと、そして、データロガーのこの温度を見ておられますとね、これ、21年4月15日から1秒刻みで出てるんですけどもね、これ、あの数値を見ておられますと、とてもとてもこの家庭用冷蔵庫がワクチンを管理するためには使えないなっていうのは明らかになってると思うんですよ。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） もちろん、今、委員長おっしゃっていただいているように、あの、なんで外したかであるだとか、あの、まあ、江口さんがどういうふうに判断してたかとかっていうのは、すごく大事なところであるとは思っているんですが、報告書を書いていくにあたり、もちろん、事実のところ、事案のところっていうのをまず、経緯を書いた上で、この時にこの人がこういうふうに考えてたのかなとか、そういう証言があるだとか、こことこことこの証言を取って、こういうふうに考えるだとかっていうふうに持っていくだと、持っていくものだと思うので、まずは、その事案の経緯っていうところをまとめる方がいいかなというふうに思っております。

○委員長（新澤良文君） まあ、あの、憶測っていうのは入れない方がいいってのも、まあ、それは僕も、それはそうだと思います。ただ、その前後のね証言、そして、この起こった事柄、それに、まあ、江口主査がね、の主導によって、これやられたっていうのは、これもう紛れもない事実でありね、その辺はどういう書き方になる

のかわかりませんが、憶測、まあ、先生は法律家という立場においてね、憶測ということも入れはるんかもわかりませんがね、前後の証言、周りの証言等々ね、まあ、損害賠償請求等々やる場合に、よく弁護士の先生が作られた資料の中でそういうこともあるんですけども、まあ、議会としては、そういう憶測っていうのは入れない方がいいのかなというのは、僕も思っております。ただ、この江口主査がこの問題については極めて責任は重いなということを合わせて申し上げておきたいと思います。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） すいません、ちょっと、今から質問する内容プライバシーに関わるところもあるんですけども、このままYouTube載せたままで。

○委員長（新澤良文君） 全然大丈夫ですよ。プライバシーっていうのは、民間人以外で、もう、あの職員っていうのは、公務員はプライバシーないんで、大丈夫ですよ。

○2番（西川侑壱君） ちょっとだけ相談だけさしていただいていいですか。あの、止めていただいて。

○委員長（新澤良文君） じゃあ暫時休憩。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時51分

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。

森下委員。

○7番（森下 明君） この江口主査の責任については、この前段についても発言をさせていただきましたし、山下弁護士お越しになられたときにも、山下弁護士にも問いかけをさせていただきました。冷蔵庫を購入したのが、保健センターの担当者で、その家庭用冷蔵庫で管理しなければならないという中で、データロガーがマスト、これはもうついたものであるということで、このデータロガーを準備されたのも保健センター、その中で、江口君がパソコンの操作に長けておるという理由だけでこの担当になったということです。その中で、この議事録を見ていただいても、初めに設置した時、異様な温度を示していた。家庭用冷蔵庫の中で、なかなか安定した温度にならなかった。データロガーについても安定した温度にならなかった。で、これ、あの外した理由が、きちんとした温度が出たら困るので、自分がこうしたものでもない冷蔵庫で、困る必要は何もない訳で、こんな、これでは管理できませんって言うたらしまいです。その中で、データロガーが壊れているというふうに判

断した江口主査は、保健センターにこれは壊れていますというふうにして出しているという事実もあります。その中で、どないして管理すんのやと、データロガーがなしにどうして管理するかという中で、これはあの証言が食い違いますが、誰かに聞いたと、色々ありますが、江口主査が自費で買って付けたのは事実です。そして、自費で買って、棒温度計を入れて、その管理をその後ずっと家庭用冷蔵庫で棒温度計を使って管理する。温度管理ができていない冷蔵庫で薬液を管理したという大きな問題になっているというのは事実です。それならば、家庭用冷蔵庫を買って、なおかつ、家庭用冷蔵庫を使う以上はデータロガーが必要ですというのであれば、なんで、その冷蔵庫にデータロガーを設置するところまで責任を持ってやらなかったのか、その人間の責任はないのかということのをこれは問わなければならない。江口の責任と同じように、これは問う必要があるというふうに思います。

○委員長（新澤良文君） 植山のこと言ってると思うんですけども、僕はこれ、あの、データロガーつけるように言う、植山に責任があるというのはちょっと違うんじゃないかと、僕の、これまた、憶測とか、主観になりますけどね。僕も委員長と途中までは一緒に、江口がね、この冷蔵庫を、温度管理ができてない冷蔵庫を、でワクチン管理できないのであればね、これ温度管理できてないからこの冷蔵庫使えませんよって言うたらしまいの話ですよ。ここは一緒なんですよ。だから、僕はここに、まあ、推測ですけども、プロジェクトリーダーなり、なんなりに僕は報告は入れていると思いますよ。普通は入れるじゃないですか、この温度管理ができてないかっていうことは。プロジェクトチームのリーダー、どちらと言うとね、保健センター側の人間じゃなしに、プロジェクトチーム側の人間っていうのは、これ、江口の立ち位置としたら、立場としたらね。で、プロジェクトチームのリーダー、プロジェクトチームの方から、この家庭用冷蔵庫の温度をね、測るように言われたんかどうなんかわかりませんが、測っている中っていうことで、普通はね、プロジェクトチームのリーダーにこれちょっと、石尾さん、これ、こういう数値出ましたっていうふうに僕は、普通は言うのがあれやと思うんですけどもね、皆さん普通そう思いませんか、普通の出来事としたら。あのプロジェクトチームの一員なんやから、温度が。

○7番（森下 明君） その時に言うてるよ。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、その時に言ったとするならばね、あの、この冷蔵庫を使って、使う、使わなかったりだとかっていうことを温度管理やというのは、これ植山の責任でも何でもなしに、プロジェクトリーダーの責任ですよ、これは。

その家庭用冷蔵庫であっても、厚生労働省の指導の中で、家庭用冷蔵庫であっても温度管理ができておれば使ってもいいって、これ、これが7月の末ぐらいまでそうだったかな。後に、僕が調べたところによりますと、家庭用冷蔵庫では温度管理ができないってということが明らかになってしまったので、家庭用冷蔵庫は使わないでくださいという厚生労働省の指導が出てます、逆に言うとな。だから、その家庭用冷蔵庫、うちが買った家庭用冷蔵庫だけが悪いんじゃないしに、もう家庭用冷蔵庫では、そもそも、これ、温度管理できてる、できなかったってというのがね、あの難しかったというのが、これ、あの、その当時の事情であって、そういうこともあるんで、プロジェクトチームのリーダーに報告してるのであればね、僕はそのプロジェクトチームのリーダー、プロジェクトチームの問題だとしてというのはね、あの、僕、植山を庇う訳でもなんでもありませんよ。ただ、僕はちょっと当時から新型コロナの感染症対策本部会議のメンバーとしてね、このワクチン接種事業が始まる前から、この人間関係とか経緯を知ってるんですけども、このリベルテホールの業務においては、植山はディープリザーから出すっていう行為自体が植山しか当初はできなかったから、プロジェクトのリーダーには入っていて、まあ、後、希釈であったりだとか、お手伝いをする事があったのかもしれないんですけども、後の、その、なんですか。色んな話し合い等々とかね、ミーティング等々からも外されていたりというようなことも当時からね、色々相談も受けていたんで、この家庭用冷蔵庫、温度管理ができていないか、できていないかということにおいてはね、僕は、これはプロジェクトチームのプロジェクトリーダーの責任だと思いますけどね。意見ございませんか。

松本委員。

○4番（松本圭司君） 失礼いたします。私の意見はですね、このプロジェクトチームとしての江口主査をどのように管理しておったか、もう多分ほったらかしやったと思うんですね。それで、これは江口主査の性格もあると私は思います。だから、あの詳細を多分プロジェクトチーム長には言わないで、自分で責任を感じて色々温度計を買ったりしておるということで、今委員長言われたようにね、やっぱりプロジェクトチームとして、江口主査を全然管理してない、だから、こういうことになった。私はそう考えます。で、やはり以前からも言ってますけども、やっぱりその組織として全然動いてなかったと私はそういうふうに考えます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、ありがとうございます。僕も組織として機能してなかったということは、もう松本委員と一緒になんですけどもね、あの皆さんちょっと

頭の中をね、あの冷蔵庫とか、家庭用冷蔵庫とか、データロガーとかちょっといっぺん外していただいてね。あの、この時はどういう状況であったかっていうことだけで、ちょっとあの推察してほしいんですけども、保健センターのワクチン接種事業からね、これ当時の背景といたしまして、ちょっと間に合わない、これでは間に合わないということで、僕も意見言わせてもらったんですけども、大型の会場があるじゃないかと、当初から、僕はリベルテでやるべきやって言ったんですけどね、当初はそういう意味では、ワクチンの配給等々もちょっと、まあ、まだ未定だったという部分をごさいますね、保健センターでということがあったんですけども。保健センターから大型接種会場であるリベルテホールでワクチン接種業務事業というかね、やるってということで、高取町としては大きな判断、大きな事業、責任のある事業に舵を切った時の事案なんですね。だから、あの、普通にその、あの、家庭用冷蔵庫が必要になった、家庭用冷蔵庫しかなかったんで買って、おいて、温度管理するようにデータロガーっていう話なんですけども、その原因の根本にはね、大きなそういう高取町としてもワクチン接種事業というのがあってのことなんで、そやから江口主査だけに任していたということは、僕は考えられないなど、やはりその管理する冷蔵庫であったりだとか、そういうデータロガーの数値もそうなんですけどもね、そういうのにおいても、プロジェクトチームあるいは、もしかしたらもっと上の幹部もね、こういうのには、その家庭用冷蔵庫の温度が、管理がちょっと不安定やったんじゃないかなっていうことは、僕はもう分かってたんじゃないか、これもうあくまでも推察ですよっていうのは、その単純に、ワクチンを置いとく、管理する業務じゃないから、大型接種会場としてね、高取町として大きな舵を切って、これから大きな事業をやろうっていう時だったから、ただ、現場のプロジェクトチームの一員、ただ一人である江口主査1人のね責任において、温度管理させるかっていうのが僕はちょっとそれはクエッションやなど、やっぱりプロジェクトチームなり、あるいは、誰かわかりませんが、町幹部、もう、そのちゃんと温度管理できてるかどうかっていうのはね、知ってるやろと、知ってなければ、知ってないことにおいて責任はあると思いますよ。やっぱり、その温度管理できてる冷蔵庫っていうことは、知らなかった、知らなかったなりの責任、まあ、梶井課長も含めてね、執行部の責任あると思いませんか。大きな事業をするんだからね。これから、今までやったら1日50人や60人やっていうような、100人ぐらいのワクチン接種から、2、300人いっぺんに打つような事業に切り替わった時なんやからね、ワクチンの管理っていうものに関しては、江口一人が温度管理任されとった

にしても、しか知らなかったんかなってというのは僕ちょっと疑問やねんと思うんですけどね。で、僕は人間関係の上でね、その保健センターは先ほど言いましたけど、まあ、それがいいとは言いませんけども、いいと言いませんけども、保健センターはもう構わなかったってというようなのが、僕、あの、あれやと思いますっていうのが、もう、この事業には構いたくないねってというような感じでしたんでね、それは構わなかったということに対する責任があると思います。

森下委員。

○7番（森下 明君） 私、この百条を、調査をする上で、ずっと申し上げてまいりました。これはやっぱり、あの不協和音、もうそれこそ、町長VS保健センター、副町長VS保健センター、プロジェクトチームVS保健センター、いう構図の中でね、こういうことが起きてしまっている。もう、今委員長がおっしゃいましたけれども、そういうふうなことをやったら、私らはもう一步下がるところかというふうに、保健センターが考えるのも、そら当然通りやろと、ただ、やはりこの大きな事業の中でね、もうこの家庭用冷蔵庫で管理しなければならないということについて、一番やっぱり不安に感じておられたのが、保健センターの経験ある保健師であろうというふうに思います。そやから、そのいみで、データロガーを用意されたということです。質問もさしていただきました。データロガーも買われて、それで管理するようということでしたね。それでしたらなんで設置するところまで責任を持ってされなかったんですかという質問もさしていただきました。これはもう誰でもできると思ってましたって、こんな設置ぐらい誰でもできると思ってましたという回答でした。もうそれ1つも聞いても、やはりどっかにあるんやなという心情はわかります。ただ、それにおいて責任はないというふうに、これは申し上げられにくいなと、この百条の委員会としては、やはりそれについてもやっぱり、少ない、多い少ないはあれ、責任は感じてもらわなければならないんじゃないかというふうに、そういう観点から申し上げさせていただきます。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい。そういう意味であつたら、僕もそうだと思います。でね、あの、これこんだけの事業で大きく切り替えてやっていくのに、プロジェクトチームだけに任すかなってというのがそれ不思議で、まして、そのプロジェクトチームというたら、まあ、言うたら、こんなことは言いたかないけども、まあ町長側、町長とのね、あの、側近側の事業なんで、だから、その他の幹部もほっとくことがないだろうと思う。江口1人が悩んでね、これ右往左往してるっていうのが見て取れますよね。温度は、これあれしたら、ほんで、もうこのデータロガーなんですけ

どね、これもう簡単に設置できるんですよ。あの、うちも局長にちょっと一緒にリベルテホールで、ちょっとやりましたけどね、だから、簡単に設置できるから、これ初めの方これもね、あの簡単に設置して、温度がね、あの計測もきちんと1秒毎にやっております。まあ、これをね1秒毎にやっていく中で、まあ、あの山下先生の話がね、採用するというか、言い分を取るならばね、やはり、その、この冷凍庫では、温度管理ができないっていうのに対する不都合っていう部分が、まあ、江口がなかったりしても、誰かがあったのかなと、買ったばかりの冷蔵庫で、まあ、これ使いたいから、これなんか、あのさっきの再冷凍ワクチンと一緒に、なんかその、なんか無理があるんですよ。これ冷蔵庫でも使えなかったら、もう使わなかったらええだけのことやったんですけどね。使いたいからっていうことで買ったやつやからということで、使ってしまったという部分において、皆さんにこれ証拠番号14かな。お示しさせてもらっている通り、データロガーは、これあの温度は安定しておりません。この温度であれば、家庭冷蔵庫は使えないという冷蔵庫になっております。だから、僕は江口1人の責任じゃないと思ってますよ。だから、この次に出てくるんですけども、プロジェクトチームもそうですし、プロジェクトチームだけで判断で、そういうことをやったんかっていうのもちょっと、あの、まあ、弁護士の先生はそういう形であれしてはりますけども、町長まではわかりませんがね、プロジェクトチームだけの判断なんかなっていうのはちょっと疑問ですけども。じゃあ、これちょっとこのまま次行きます。ちょっと新田局長読んでくれる。新田局長に読ませます。

- 議会事務局長（新田靖幸君） それでは、11ページの中段、大きいイのところから読ませていただきます。イ、他の職員の認識、(ア)石尾総合政策課長はデータロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンを接種したことを認識していたと証言している。(令和4年2月15日議事録68ページ)前田総合政策課長補佐は、補佐も同様の証言をしている。令和4年2月15日議事録の57から58ページ。次に、(イ)石尾総合政策課長は、上記事実は町長にも副町長にも報告しておらず。令和4年2月15日議事録の69ページ。自身と前田総合政策課長補佐、江口主査のみが知っていたと証言している。令和4年2月15日議事録70ページ。前田総合政策課長補佐も同様の証言をしている。令和4年2月15日議事録57ページ。そして、東副町長はこれを知らなかったと証言し、令和3年10月15日の会議録56ページ、中川町長は、令和3年10月上旬に、このワクチン接種の問題性について初めて認識したと述べている。令和3年1

0月11日議事録82ページ。以上の事実からすれば、中川町長および東副町長は、上記事実を接種当時は知らなかったものと認められる。なお、濱坂保健師はこの冷蔵庫で大丈夫なんですかっていうことは、上司の方々に伝えた。その場に誰がいたか明確には覚えていないが、芦高課長、石尾課長、副町長はおられたと思う。町長はおられなかったと思うという趣旨の証言をしている。令和3年10月11日議事録41ページ。ただ、濱坂保健師の上記証言は伝達の時期、場所、相手等の点で曖昧さを残しており、この証言をもとに、東副町長や芦高総務課長が上記事実を認識していたと認めることはできない。

○委員長（新澤良文君）　ということなんですけどね、山下先生は。ただ、その先ほど皆さんに平たく考えていただきたいということを申し上げましたけどもね、こんだけの大きな事業でね、やはり執行部の方がね、温度管理というのは、ワクチンは一番大事やってということが分かっている中で、冷蔵庫、家庭用冷蔵庫をリベルテに設置したということで、知らなかったっていう証言もありますけども、知らなかったっていうことにも問題があると、知らなかったって言うのであればね、知っておかなきゃいけないじゃないですか。ワクチン、冷蔵庫を買ってきて家庭用やけども、これ大丈夫かということで知っとかないとダメでしょ、逆に。僕は、その逆の発想から思うんですけどもね、知らなかったと言うのであればね、もう知らなかったとは思いませんよ、僕。あの、濱坂保健師はお伝えしたということは言ってますんでね、ただ、その日付とか、そういう場所とかっていうことはね、きちんと出てこないの、これはもう証拠として、証言としてね、採用できないから、東副町長や芦高課長においては、責任は問えないということなんですけども、知っとかなきゃいけないでしょ、逆に言えば、こういう大きな事業なんやから。違う。僕は、逆にそう思いますけどね。プロジェクトチームだけに任すようなことじゃないじゃないですか。今からも何千人という方にワクチン接種する、そのワクチンを管理する冷蔵庫なんですよ。だから、冷蔵庫を購入した時に、温度管理をこれきちんとできてるかっていうことを確認しなきゃいけないと思うしね、あの、伝えたという証言もある中で、この件についてどう思われますか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君）　僕も、まあ、今読まれた中で、あの知らなかったという事実は、僕の中でもすごく大きいと思うんですが、この事案、まあ、ここまでの段階で、その濱坂保健師、藤原保健師に関しては、もう少し根深い問題があるかなと思っていて、このワクチン接種事業全体の、そのスケジュールというか、それが本当に適

切だったのかっていうところを見直すべきかなと思ってますっていうのも、まあ、その保健センターと庁舎とのいざこざっていうのがあったかもしれないんですけども、濱坂保健師、藤原保健師っていうのは接種10日前だったと思うんですけども、統括看護師に指名されたということ言われているので、その10日前に指名されて、動画で研修とかもあったということなんですが、動画を見ることもなかった、見れなかったっていうことも証言されてる中、やはり全てをこう把握することが難しくなってしまうっていうところから考えると、この接種事業を全体のスケジュール感っていうところが、に僕は大きい問題があったのかなというふうには考えます。

○委員長（新澤良文君） 細かくね、細かく言ったら怒られるけども、あの、本当にあの、きちんとワクチンの管理についてね、講習なり、研修なり、あるいはそういう資料に目を通す時間がなかなかなかったということについて、問題だということをおっしゃっているのかもしれませんが、これあのワクチンの温度管理の、についてはね、これは本人らも言うてるようにわかっているんですよ。こんなのワイドショーに見とったら、ミヤネ屋が見とったら、分かるような問題でね、あの家庭の主婦の人でも温度管理のことなんか分かっていると思うんですけども、あの、そんな中でのことなんで、あの、濱坂保健師にしても、藤原保健師にしてもね、色々な意味で違和感があったと、再冷凍の時もね、あの、本当に大丈夫だったんかなって不安あったって、本当に僕はこの子らかわいそうやと思いますよ。可哀想やというか、可哀想や言ったら言葉悪いな、語弊あるけども、この子らもきちんとした人事の中においてね、責任を持たされているわけじゃないのについていう部分においてはね、かもしれないですけども、あの、一方ではね、こういった責任を持たされた限りはね、きちんとその時にもう少しね、保健師という立場で、再冷凍ワクチンの時もそうなんですけども、この時の経緯にしてもそうなんですけども、強く言っていただけばなというのはありましたし、先ほど、森下委員がおっしゃったように、本当にこのつまらない高取町のね、高取町役場のこの人間関係というかね、つまらないことに、この今回のワクチン事故の大きな理由の一つだったと思うんですけども、とはいえね、それぞれがそれぞれの資格も持っている方達なんで、これは責任のある部分においては、責任は取っていただかな仕方がないかなと、次には植山所長もそうなんですけども、植山所長もやはり全く関係がなかった、全く責任がなかったとは僕は申し上げておりません。そのやっぱり知った限りはね、プロジェクトチームの一員なんでね、やはりその調べるべき部分もあっただろうし、まあ、その

部分においては、責任はあるかなというの部分もあります。まだちょっと、先急ぎすぎかな。だから、その東副町長、芦高課長、上記事実を認識、認識していたと認めることはできないっていうことなんですけど、まあ、ここら辺は、まあ、証拠はないんでね、認識して、認識していたことは認められないということなんですけども、僕はもう逆にね、この認識しなければならなかったという部分で、逆に、そのきちんと調べておくべきであったんじゃないかと、あの、執行部の人。まあ、そういえば、町長もそうなんですけどね、だと思えます。何か他ございますか。

野口委員。

○5番（野口勝也君） 失礼いたします。今の温度管理のことにに関してなんですけども、一般的にこういった企業体の中で、例えば、部下が今回のようにですね。温度管理は何度から何度までというふうな認識は、あの、それは当然一番上司であるとかね、町長、副町長、総務課長、すべてのものがどういった管理をしなければいけないっていう認識は持っていなければいけないとは思いますが。ただ、あの部下のやったことですから、当然上司の責任は問われると思えます。ただ、あの、それを例えば町長が、自ら今何度になってますか、ちゃんと温度管理できていますかというふうな確認というのは、普通しないと思うんですね。あの、どこの会社でもそうだと思うんですけども、あの一つ下の部下にみんな任せますよね。その一つ下の部下が、またもう一つ下の部下に確認するというふうなことであると思うので、ただ、あの、全員が認識を持っていなければ、知識を持っていなければいけないということに関しては、その通りだと思います。はい。で、あの、一番のやはり責任というのが、こんな場合でも町長の管理不足やというふうに私は思います。以上です。

○委員長（新澤良文君） はい、僕もそう、それもそうだと思うんですけども、一方でね、その今何度やった何度だったっていうんじゃないしにね、僕、その冷蔵庫が来た時に、あの、冷蔵庫を、家庭用冷蔵庫を購入したってことは町長ももちろんご存知だと思うんでね、この冷蔵庫をちゃんといけますかっていうのを、まあ、現場には言うてなくても、すぐ下の部下たちには僕言ってるんじゃないかなと、大きな事業なんでね、高取町としては。保健センターでの接種事業から大型会場に変わるという、レーンも3レーンやったっけな、を使用してっていうことで、大きな舵を切り替えた事業だったんで、初めの冷蔵庫ぐらいは、僕はもう町長も聞いているんじゃないかなと思うんですけども、まあ、その下の者がね、あの、大丈夫です、大丈夫ですってというような感じでね、言うたもんなんかどうなんか分かりませんが、まあ、それも憶測ですんで、憶測は載せれませんのでね、あれですけども。他

何かございませんか。で、このデータロガーについては、もうちょっとあるか。植山いこか。ちょっと、ほんな続き読みます。

- 議会事務局長（新田靖幸君） それでは、12ページの上から7行目（ウ）のところから読ましていただきます。植山保健センター所長は、業務時間中にデータロガーが外されていることを令和3年7月25日に認識したと証言し（令和3年12月13日議事録64ページ）、松本保健師はリベルテホールの家庭用冷蔵庫から業務時間中に、データロガーが外されたことは7月26日に、植山保健センター所長から聞いたという趣旨を証言している（令和3年10月11日議事録24ページ）。そして、松本保健師はその上で、今ご指摘いただきました伺い書、書類という形で、現場の声を上げるという方法を思いつかなかったのは、反省すべき点と受け止めさせていただきましたと証言している。令和3年10月11日議事録26ページ。濱坂保健師はこの冷蔵庫で大丈夫なのかなという不安を持ちながらいたことは事実ですと証言し、令和3年10月11日議事録41ページ、藤原保健師も24時間管理できない棒温度計がなぜ使われるのか、おかしいという疑問を持っていた。令和3年10月11日議事録62ページと証言しています。以上より、植山保健センター所長、松本保健師、濱坂保健師及び藤原保健師の4人は上記事実を認識していたものと認められる。続いて、読ましていただきます。大きいウ、職員の高取町に対する損害賠償責任、（ア）責任の主体、ア及びイの認定事実を元にすれば、リベルテホールの、リベルテホールでのワクチン接種に責任を持つ立場のプロジェクトチームリーダーの石尾総合政策課長、プロジェクトチームサブリーダーの前田総合政策課長補佐、同じくプロジェクトチームサブリーダーの植山保健センター所長、プロジェクトチームメンバーの江口主査は、データロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で保管したワクチンの接種について、本町に対し、損害賠償責任を負う可能性がある。現実に、データロガーを外し、棒温度計を設置したのは江口主査であるが、それを知りながら、何ら対応しなかったプロジェクトチームリーダー及びプロジェクトチームリーダー、サブリーダーにも江口主査と同様の責任があるものと言わざるを得ない。なお、プロジェクトチームメンバーではない松本保健師、濱坂保健師及び藤原保健師については、専門職であることから、看護師総括や薬液充填の担当者として、ワクチン接種に関与しており、データロガーが付属されていないリベルテホール設置の家庭用冷蔵庫で、保管したワクチンの接種について、認識していたのであるから、改善、改善提案等をすべき道義的責任があったとは言える。（イ）過失の存在、厚生労働省は自治体向け手引書と

して、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きをホームページに掲載しており、今回本町が使用した12歳以上用ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリンジRNAワクチンの接種液の用法として、次のように記載している。冷蔵庫（2度から8度）で解凍する場合は、解凍および希釈を1ヶ月以内に行う。室温で解凍する場合は、解凍および希釈を2時間以内に行う。解凍後は再冷凍をしない。希釈前に室温に戻し、無菌操作で希釈を行う。バイアルに生理食塩水1.8mlを加え、白色の均一な液になるまでゆっくりと転倒混和する。振り混ぜないこと。希釈後の液は2～30度で保存し、希釈後6時間以内に使用する。これは第7.1版152ページです。この記載を遵守するならば、冷蔵庫で解凍する場合は、庫内の温度が2から8度に保たれていなければならない、保たれている場合は、解凍及び希釈は1カ月以内で良いが、保たれていなければ、室温で解凍する場合に、解凍することになり、その場合、解凍及び希釈を2時間以内に行わなければならない。自治体のワクチン接種の担当者であれば、この記載を認識し、これを遵守しなければならないのは当然であり、特段の理由もないのにこの手引き書を遵守しない場合に、過失が認められることは明らかである。（ウ）損害額、上記4名の職員は、厚生労働省が示す通りに温度管理されていないワクチンを町民2183人に接種したことによる抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えたことになり、これは以下の計算式より2096万187円となる。費用総額2691万3149円×2183人÷2803人は2096万187円。（エ）まとめ、以上より、上記4名の職員は、自らの過失によって、本町の財産権を侵害したものであるから、これによって生じた2096万187円の損害を連帯して賠償する責任を負う。（民法709条）次に、（2）職員の身分上の責任、地方公務員法は次の通り規定している。（服務の根本基準）第三十条、すべて職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）第三十二条、職員はその職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。（信用失墜行為の禁止）第三十三条、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。上記4名の職員は、厚生労働省が示す通りに温度管理をされていないワクチンを町民2183人に接種したことによる抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えたことは、上記各規定に違反するものと言わざるを得ず、したがって、地方公務員法の（懲戒）第二十九条、職員が次の各

号の一に該当する場合には、これに対し、懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。この法律もしくは第五十七条に規定する特例を定めた法律、またはこれに基づく条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合、2、職務上の義務に違反し、または職務を行った場合、3、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合との規定に該当し、懲戒処分を免れることはできない。(3) 中川町長及び東副町長の政治責任、中川町長は上記4名の職員をプロジェクトチームメンバーに任命し、任命後も当該職員を指揮、監督する立場にあるから、中川町長が一定の政治責任を負うことは避けられない。東副町長も同様に、当該職員を指揮、監督する立場にある特別職の地方公務員として、一定の政治責任を負うことは避けられない。

○委員長（新澤良文君） はい、あの、ここまでで何かご質問、ご意見ございましたら、お受けいたします。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 失礼します。温度管理というところで、あの、ちょっと難しい判断になってくるところはあるんですが、この15ページの上から2行目第三十二条、職員はその職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないというところの中、濱坂保健師、藤原保健師、下の方に、15ページの下の方でもちょっとこれエラー出てると思うんですが、プロジェクトチームメンバーに濱坂保健師、藤原保健師はまず任命されていないと思うんですね。下から4行目ですかね。まあ、その中、例えば、この再冷凍であったりだとか、温度管理に関してもそうなんですが、上に一応報告はされてる。温度が温度管理が不安定だっていうことは報告はされてる中、プロジェクトチームとしての判断として、接種事業を継続していくっていうことを、まあ、判断されてるじゃないですか。その冷凍、再冷凍の問題の、一番最初に7月16日にワクチンを持って行った時ですかね。に判断されていると思うんですが、それでもやっぱりこう上司の職務上の命令に忠実に従ってても、ここにエラー、エラーというかこの規律に違反してるっていうふうになるんですか。

○委員長（新澤良文君） 法的にはそうです。上記4名というのは、プロジェクトチームの4人だから、これ濱坂とかあれは入ってないと僕は考えるんですけども、それはどこに濱坂と藤原って書いてますか。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） 前のページから僕ちょっと引っ張ってたところがあって、12ページの流れから、この損害額とか14ページのこととかも入ってての流れでの上記4名って書いてあったので、すいません、僕がちょっと認識してたのは、植山保健師、松本保健師、濱坂保健師、藤原保健師なんで、もちろん松本保健師もプロジェクトチームではないとは思いつつ読んでたんですが、これ違いましたか。ごめんなさい、僕の認識が違うかもしれないです。12ページの一番下でプロジェクトチームに変わってるんですかね。

○議会事務局長（新田靖幸君） 失礼いたします。今西川議員がおっしゃっているところの12ページの植山保健センター所長以下4人というところに関しましては、11ページの中段、大きいイ、他の職員の認識のところ、他の職員として、この保健センターの所長も含めて保健師の4人は事実を認識したよということを書いておられるということで、今ご指摘のありましたのは、プロジェクトチームのメンバーのことを書いている部分というふうに認識しております。

○委員長（新澤良文君） 15ページのね、15ページの3のところ見てもらったわかるんですけども、中川町長は上記4名の職員をプロジェクトメンバーに任命しているところがあるんですけどね、それで見てもわかるんですけども、上記4名というのは、石尾、前田、植山、江口ということでやと思います。

西川委員。

○2番（西川侑壱君） すいません。ちょっと、僕の認識違いやったんで、申し訳なかったです。

○委員長（新澤良文君） 他ございませんか。これもね、あのちょっと読み込んでいただいて、弁護士には、法的にはこういう責任はございますよ。道義的にも、こういう責任がございますよ。また、町長には、政治的責任もこういうふうにございますよということなんですけども、あの、ちょっと大きな問題なんでね、お金も絡んできますんで、だから、ちょっとこう読み込んでいただいて、次の委員会までに、それぞれ各自が意見を述べていただければなと思いますが、どうでしょうか。今日はこの辺で、おかしらしていただいて、次はこの16ページからの前に、この全体的にね、人数も大きい、多いです。この2000何人っていう人数も多いことにおいて、この上記4名の職員はっていう部分でね、損害賠償請求、高取町に与えた以下のというお金の部分が出てきますんで、これは、それぞれ損害賠償請求という形で、まあ、書いておりますが、そういうのは、まあ、法的にできるのか、できないかということもございます。我々は、町長は処分できますけども、職員の処分は町長に

させないといけないっていう、これも公務員のあれもございますんで、ただ、その報告書にね、こういう責任は、道義的に、これ相当の道義的責任がありますよっていうことは載せるのは可能かなっていうことはありますんで、その辺のことも私自身も勉強させていただきますので、皆さんもちょっと調べていただくなり、なんなりして、意見をまたまとめていただければなと思います。長時間に渡りまして、百条委員会、ちょっと私のね、あの進め方の説明が前回の全協で悪かったんで、ちょっと、まあ、初めは戸惑うところもあったと思いますが、こういう形で、次回からは進めさせていただきたいなと思っている次第であります。また、そのまとめ方におきましては、午前中、まあ、あの森下委員長の発言もあったように、細かくね、あの事実関係、前回も森下委員長が山下先生の時にも発言させていただいたんですけども、叩き台のようなものは今現在作っております。作っておりますが、それにまた皆さんの意見も入れさせていただきながら、町議会といたしまして、この問題について町民に分かりやすく、丁寧に、そして、ご報告できるように調査報告書を作っていくたいと思いますので、何卒ご協力賜りますように、よろしくお願いいたします。それでは、お諮りいたします。審査中の事件について閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

○委員長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。本日予定しておりました日程はすべて終了いたしましたので、これを持ちまして閉会といたします。閉会。

午後 4時40分 閉会